

「日清修好条規」の成立過程

—公使・領事の派遣と李鴻章—

白 春 岩

はじめに

近代日中外交史の幕開けである「日清修好条規」は、1871 年に日本側が伊達宗城（大蔵卿）と清国側が李鴻章（直隸総督兼北洋大臣）を全権として締結され、二年後の 1873 年に批准書を交換し、発効された。これは日清両国にとって締結した最初の対等条約であり、欧米諸国との片務的条約を相互に承認したものである。この対等条約の中に、歴史上はじめて相互に常駐公使と領事の派遣を規定した内容が盛り込まれている。日本側は 1874 年に北京に在清国公使館を設置し、特命全権公使柳原前光が着任したが、清国から初代駐日公使及び領事の派遣は 1877 年にやっと実現できた。

清国側は外国への公使・領事の派遣に積極的ではないように見える。先行研究では、中国の「制度」(institution)と「心理」(psychology)の影響⁽¹⁾、紛糾の回避⁽²⁾、列強の暴力による掠奪的な貿易への警戒⁽³⁾、礼儀問題⁽⁴⁾などといった受身的、受動的な意見が指摘されている⁽⁵⁾。また欧米を中心とする「条約体制」への適応過程の一環として常駐使節派遣の決定を捉えている。使節の派遣

(1) Immanuel C. Y. Hsü, *China's Entrance into the Family of Nations: the Diplomatic Phase, 1858-1880* Cambridge: Harvard University Press, 1960, 199 頁。

について言えば、1865年（同治4年）に総理衙門に提出した総税務司ハート（Hart, Robert）の「局外旁観論」と翌年、イギリス外交官ウェード（Wade, Thomas）の「新議略論」を取り上げて、二つの文章に出てきた使節派遣の言論に影響され、総理衙門は使節を外国に派遣する考えが強くなってきた、と主張している⁽⁶⁾。さらに具体的に在外公館の設立を促進した事件として、1868年に派遣されたバーリンゲーム使節団⁽⁷⁾及びマーガリー事件⁽⁸⁾がしばしば取り上げられている。

これに対し、箱田恵子は『外交官の誕生—近代中国の対外態勢の変容と在外公館』の中で、視点を変え、清国内部の外交に関わる諸勢力（とりわけ李鴻章ら地方大官）の存在及びこれら勢力それぞれの使節派遣との関係、李鴻章の自強活動と派遣された常駐使節との関連について考察している⁽⁹⁾。また青山治世

-
- (2) 「清朝は日本への公使・領事の派遣に必ずしも積極的ではなかった。むしろ倭寇の前例のある日本の要求をはねつけた場合に発生するかも知れない紛糾を避けたいというのが、清朝側の本音であったようである」と指摘している。『中国人の日本観』編集委員会（2016）『中国人の日本観—古代から二十一か条要求まで』、社会評論社、95頁。
 - (3) 「清国政府はあくまでも外国との密接な外交関係を結ぶことを避けようとしていた。時の清朝政府にとっては経済的に外国との貿易に頼る必要性が薄かった。また西洋列強が武力によって掠奪的な貿易を行なっていることに対する警戒もあったから」と指摘している。張偉雄（1999）『文人外交官の明治日本—中国近代駐日公使団の異文化体験』柏書房、13、14頁。
 - (4) 胡代聡（2012）は『晚清時期的外交人物和外交思想』の中で、外国では君主に謁見する際、跪拝の礼がないため、中国側からの使節は跪拝しなくても良いはずである。それを根拠に外国の使節は中国の皇帝に跪拝礼を拒否することが考えられる、と指摘している。北京世界知識出版社、91頁。
 - (5) 高士華（1991）は論文「早期中国駐外使館の建立」の中で、「天朝上国」の態度及び外交においては、その場凌ぎの対策を指摘している。『河北大学学报』1991年第3期、90頁。
 - (6) 前掲張偉雄（1999）14頁。前掲胡代聡（2012）55、90頁。王曾才（1988）「自強運動時期中国外交制度的發展」、『清季自強運動研討會論文集』中央研究院近代史研究所、などが挙げられる。
 - (7) 1868年に清国政府が西洋諸国へ派遣した正式な外交使節団である。天津条約が10年目の改訂時期を迎え、外国側の要求を防ぐために、初代アメリカ駐清公使で任期満了を迎えたバーリンゲームが中国使節団の首席全権に任命し、派遣されたのである。
 - (8) 雲南とビルマとの境界地域で起こったイギリス公使館書記官マーガリーを殺害した事件である。事件解決後、清国から謝罪使節が派遣され、のちに駐英公使として滞在した。またマーガリー事件は中国政府が諸外国に外交使節の駐在を実施する直接のきっかけとなった。坂野正高（1973）『近代中国政治外交史』東京大学出版会、291頁。
 - (9) 箱田恵子（2012）『外交官の誕生—近代中国の対外態勢の変容と在外公館』名古屋大学出版会。

は『近代中国の在外領事とアジア』の中で、西洋伝来の外交・行政制度を導入する際、中国に見られた特質と問題点を、中国の「近代」的変容過程やアジアの周辺国・地域との関係を軸に考察している⁽¹⁰⁾。川島真は『中国近代外交の形成』の中で、清末の外交官制度、出使大臣を派遣するまでの流れを考察し、マーガリー事件を待つまでもなく、清国政府は海防論を背景として出使大臣派遣を真剣に検討していたと指摘している⁽¹¹⁾。いわゆる「西洋の衝撃」というオーソドックスな解釈ではなく、清国内部の動向に注目する視点である。

「日清修好条規」での互いの公使・領事派遣は、清国が国際社会のルールに則って行われた清国の初めての経験である。しかし、清国の国際秩序に参加する経緯については、いまだに明らかにされていない点が多い、その問題点は以下のようにまとめることができる。

第一に、公使・領事派遣に対する日清両国の相違がなぜ起きていたのか。換言すれば、清国政府は日本への公使・領事派遣に積極的ではなかったが、それはなぜか。先行研究で取り上げた経費不足及び軍艦派遣問題⁽¹²⁾以外に考えられる要素があるのか。

第二に、李鴻章は1871年、「日清修好条規」の締結に際し、公使・領事の派遣を「もっとも重要なこと」と認識していた⁽¹³⁾。しかし、李鴻章はいかにしてこのような認識を持つようになり、さらに発展していったのか。また彼の言論は上層部の政策決定及び運用に対し、どのような役割を果たしたのか、先行研究では十分検討されていない。

第三に、初代駐日公使について言えば、何如璋がすぐに想起されるだろう。

(10) 青山治世（2014）『近代中国の在外領事とアジア』名古屋大学出版会。

(11) 川島真（2004）『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会。在外公館の設置及び清末外交官の養成について、99-102頁、115-122頁を参照されたい。

(12) 前掲青山治世（2014）200頁。「致総署 論遣官駐倭」『李鴻章全集』第31巻、314-315頁、安徽教育出版社、2008年。

(13) 「致総署 議日本換約」『李鴻章全集』30巻、148頁。

実際には、当初派遣される予定の人物は許鈴身であり、1877年1月に何如璋に変更したのである。その経緯に関しては管見の限り十分研究されていない。

したがって、本稿では先行研究を踏まえた上で、日清両国の交渉の中、とりわけ「日清修好条規」の成立した過程の中から、両国の公使・領事派遣の経緯を考察し、さらにそれに絡む李鴻章の動向を検討し、前掲した問題の解明を試みたい。

第一章 「日清修好条規」締結前の公使・領事派遣論

「日清修好条規」が締結される前段階、つまり幕末通商交渉の際、領事の派遣が取り上げられていた。本章では、「日清修好条規」締結前の様子を見てみたい。

1.1 幕末通商交渉

1862年6月3日（同治元年5月7日）⁽¹⁴⁾に千歳丸は長崎奉行の命令を受け、67人を乗せて出航し、8月1日まで上海に滞在した。対応に当たったのは上海道台呉煦である。呉は交渉の状況を五口通商大臣薛煥、江蘇巡撫李鴻章に報告していた。

上海周辺には太平天国軍がいるため、貨物の売れ行きがうまくいかない。二カ月滞在したが、商品の販売は目標の半分にも至っていない。日本の商人は呉煦に次のように打診した。

西洋の無約の小国を真似し、和約の締結まで敢えて頼まないが、ただ日本の商船が上海に来て貿易できるよう願うばかりである。また領事官を設立し、部屋を賃貸して滞在し、本国の商人が税金を納めるなどのことを世話

(14) 本稿において、年月日は新暦で表示し、旧暦を括弧で補足する。また史料を引用する際、旧漢字を新漢字に適宜改め、句読点を施す。

する。(願仿照西洋無約各小国之式, 不敢請立和約, 祇求准該国商船専来上海一口貿易, 並設一領事官, 賃屋而居, 照料本国船商完稅等事)⁽¹⁵⁾

日本の商人は西洋の「無約通商国」に倣い、上海での貿易を要求し、さらに領事官を設立するという「要望」を申し出た。ここに出た「領事」はただ貿易、税金などを監督する役目で、近代国際法で定義する領事とはむしろ異なるものであろう。しかし、両国が条約関係に入る前に、日本の商人からの要求、つまり上海でのみ貿易し、領事官を設立し商人を管理するという「要望」は注目に値すべきであろう。この「要望」に対し、薛煥と李鴻章は8月28日(8月4日)に連名して総理衙門に打診した⁽¹⁶⁾。総理衙門は9月1日(8月8日)にそれぞれ返事をしたが、明確な指示は出さなかった⁽¹⁷⁾。結局、千歳丸一行は清国側からの返事がくる前に帰途についた。

二年後の1864年3月28日(同治3年2月21日)に兵庫を出港した健順丸は上海に到着した。日本の商人はイギリス人の通訳マイヤーズ(W. F. Mayers)が引率し、上海道台応宝時を訪問したが、帰国日が迫っているため、上陸しない旨を伝えた。応宝時は上海通商大臣李鴻章⁽¹⁸⁾への報告書で、1781年(乾隆46年)の「東洋商船進出口貨税」の記録を引用した。日本と通商の前例が存在し、しかも西洋よりも早いことが分かる。応は、「もし、日本が上海で領事を設立し、家屋を賃貸しようとするならば、先方の国主の文書を根拠にすべきである」(若該国欲在上海設立領事, 賃屋居住, 自應以彼国主文書為憑)

(15) 「応否准令無約之日本国在上海貿易並設領事官照料由」(1862), 〈日本商人擬來滬貿易事〉, 《總理各国事務衙門》, 中研院近史所檔案館藏, 01-21-022-01-003。

(16) 同上。

(17) 「日本懇請貿易各情有無弊病咨行該大臣相度妥弁由」(1862), 〈日本商人擬來滬貿易事〉, 《總理各国事務衙門》, 中研院近史所檔案館藏, 01-21-022-01-005, 「日本懇請貿易各情有無弊病咨行該大臣相度妥弁由」(1862), 〈日本商人擬來滬貿易事〉, 《總理各国事務衙門》, 中研院近史所檔案館藏, 01-21-022-01-006。

(18) 1863年2月13日(同治元年12月26日), 清国政府は五口通商大臣薛煥を上京させ、李に五口通商大臣(また上海通商大臣とも称する)を兼任させた。

と主張している⁽¹⁹⁾。のちに応は上海通商大臣の指示を受け、日本の名義で健順丸の通関手続きをした。

領事の設立に関して、李鴻章は1864年4月5日（同治3年2月29日）に応宝時に次のように指示した。

日本に対しては、ただ港内での貿易のみを認める。旧来の規則に照らして、番号をつけて日本の貨物を入港させよ。もし日本が領事官を設置したいと求めてきた場合は、必ず総理衙門へ上申し、その審理を待つようにせよ。
（日本僅止入口貿易，自可援照旧章，准其編號進口，若欲設立領事，必須詳咨総理衙門核准）⁽²⁰⁾

李鴻章は通商に関しては旧来の規則に照らして処理し、領事官の設置に関しては総理衙門の指示を仰ぐようにと指示をした。しかし、総理衙門からの返信では明確な指示を確認できず、上海以外のところに行かせぬように制限を設けよう、と念を押しただけである⁽²¹⁾。

1868年1月22日（慶応3年12月28日）に長崎奉行河津伊豆守が作成した通商要求の書翰は、イギリス領事を経由し、2月17日（1月24日）に上海道台応宝時のところに届いた。書翰では、清国は日本の航海路線において最初かつ必ず通過する場所にあり、他の国とは比較にならない往昔の交誼がある。また学術伝習や商業を目的とする渡航希望者を管理するため「印章」を送付したので、ご教示願いたいという内容である。3月26日（3月3日）、上海通商大臣曾國藩⁽²²⁾は総理衙門にこの件を報告した。上海での通商貿易は前任上海道

(19) 「日本官商携帯海菜等物来滬通商由」（1864）、〈瑞，那，日本来華請求設領通商事〉，《総理各国事務衙門》，中研院近史所檔案館藏，01-21-022-02-002。

(20) 「復応宝時」『李鴻章全集』29巻，296頁。

(21) 「日本商船来滬応飭完清稅項迅速回国不准擅入長江各口由」（1864）、〈瑞，那，日本来華請求設領通商事〉，《総理各国事務衙門》，中研院近史所檔案館藏，01-21-022-02-003。

台の呉煦と黄芳がすでに認め、総理衙門からも許可を下した。ただ領事の設立に関してはいまだに定論がない。学術の伝授とは何かよくわからないので再調査の必要があり、また日本側が提案した「印章」の送付について前例がないので、どう対処すべきか、指示を仰ぎたいという内容である⁽²³⁾。川島真（2004）は、曾国藩は「領事館開設については未解決であったが、これを許可するべきだ」と表明した、と指摘しているが⁽²⁴⁾、筆者は曾国藩が許可すべきだと言ったのは、領事館の開設ではなく上海での商業であると解釈する⁽²⁵⁾。つまり、この時点で清国側は総理衙門をはじめ、日本側の領事館開設に対し、許可を示していなかったのである。

長崎奉行からの通商要求に対し、応宝時は4月6日（3月14日）に返事をイギリス領事に託した。学術伝習とは中国人に教わるかそれとも中国人に教えるかを明示してほしい。また「印章」をわざわざ送付しなくてもよいことを伝えた。なぜなら、中国の法度を遵守し、現地の人と互いに何の揉め事もなく付き合うのであれば、我々の官吏と住民は「誠心誠意で人に接し、信用と誠意を尽くす」（推心置腹、尽信尽誠）べきであり、「客至て帰るが如し」（有賓至如帰之楽）となるからである⁽²⁶⁾。応宝時は日本貿易に関わった中国人を訪問し、「中国人在日本国貿易彼国所立章程制限」（10条）を入手し、将来の通商貿易に備えた。曾国藩はその詳細を随時に総理衙門に報告した⁽²⁷⁾。清国側とりわけ

(22) 1866年（同治5年）から五口通商大臣を两江総督曾国藩に兼任させた。

(23) 「英領事函送日本來書欲求通商咨請核弁由」（1868）、〈日本請求通商貿易事〉、《總理各國事務衙門》，中研院近史所檔案館藏，01-21-022-03-001。

(24) 前掲川島真（2004）222頁。なお、川島真（2004）はこの時期の通商交渉について、台湾研究院近代史研究所所蔵の史料を駆使し、広東システム崩壊後の19世紀半ばに上海に成立しつつあった上海システムに、日本側がどのように加入したのかを考察している。211-226頁。

(25) 原文は以下の通りである。「惟請設領事一節，元年，三年俱未定案，此次請在上海經營商業，可以允許」。「英領事函送日本來書欲求通商咨請核弁由」（1868）、〈日本請求通商貿易事〉、《總理各國事務衙門》，中研院近史所檔案館藏，01-21-022-03-001。

(26) 「咨報日本國官員求請經商一事業經該閩道照復抄錄呈閱由」（1868）、〈日本請求通商貿易事〉、《總理各國事務衙門》，中研院近史所檔案館藏，01-21-022-03-005。

地方の官員が日本の通商要求に積極的に取り組んでいたことがわかる。

このように、領事設立に関するやり取りは、幕末通商交渉の際にすでに登場しており、往来文書の中から確認することができる。清国政府から承認を示さなかったものの、両国が正式な締約交渉前の一コマとして無視することはできず、締約交渉の前段階として重要な意義がある。また、ハートの「局外旁觀論」(1865年11月6日総理衙門に提出)⁽²⁸⁾とウェードの「新議略論」(1866年3月5日総理衙門に提出)⁽²⁹⁾が総理衙門に渡される前に、清国と日本との間に通商、領事派遣のやり取りがあったことも看過できないだろう。さらに先行研究で指摘した清国側の受動的、受身的なイメージではなく、積極的に対応していた地方官の姿も確認することができる。

1.2 「修約」をめぐる論議

アロー戦争で敗北した清国は1858年に天津条約の締結を余儀なくされた。10年後の1868年、「条約改訂」(修約)の時期に差し迫っている。1867年、総理衙門は「条約改訂」交渉に備え、外国側からの要求を想定し、さらに箇条書きにした「条説」を皇帝に提出した。この「条説」の中に、「皇帝の謁見」(議請覲)、「使節の派遣」(議遣使)、「電線、鉄道の設置」(議銅線、鐵路)、「内地に倉庫の設置、内河の汽船通行」(議内地設行棧、内河駛輪船)、「塩の販売、石炭の採掘」(議販塩、挖煤)、「布教」(議開拓伝教)の六条がある。そのうち「使節の派遣」は第二条であり、その重要性が窺われる。

(27) 「遵查日本貿易章程各情由」(1868)、〈日本請求通商貿易事〉、《總理各国事務衙門》、中研院近史所檔案館藏、01-21-022-03-007、「咨報海関道稟復查訪中国人在日本貿易章程情形由」(1868)、〈日本請求通商貿易事〉、《總理各国事務衙門》、中研院近史所檔案館藏、01-21-022-03-008、「據蘇松太道稟称現接日本復書請入中国受教已批飭答復由」(1868)、〈日本請求通商貿易事〉、《總理各国事務衙門》、中研院近史所檔案館藏、01-21-022-03-009。

(28) 「総稅務司赫徳局外旁觀論」『籌弁夷務始末』(同治朝)卷40、中華書局編輯部、李書源整理(2008)、中華書局、1666-1673頁。

(29) 「英參贊威妥瑪新議略論」『籌弁夷務始末』(同治朝)卷40、1674-1683頁。

1867年12月29日（同治6年12月4日）に湖広総督李鴻章⁽³⁰⁾は上奏文を差し出し、使節派遣に関する意見を述べた。まず、バーリングゲーム使節団の派遣について、「利益がないことではない」（実未為無益）と指摘している。具体的に外国駐在の公使・領事がいれば、決着がつかない案件に関しては、直接に先方の君主に会い、その国の法律を援引し、問題を解決することが期待できる。また、各国の兵制、兵器弾薬、機械や技術などが中国より進んでおり、もしそれらの要領を得ることができれば、「自強」の根基になることが期待できるのである。しかし、見識がある人は外国の言語ができなく、長期滞在はできない。つまり、適する人材はないのである。この度、バーリングゲームを派遣するのは、便宜上の措置であり、使節が帰国後、もし必要があれば、長期的な計画を立てればよい。しかし、外国人に中国の使節を担当させるのはよくない、と李は主張している⁽³¹⁾。

注目すべきは、李は同じ書翰に藩司丁日昌の意見を同封し、さらに丁を江蘇巡撫の職に推薦している点である。李鴻章は丁日昌の主張に賛同し、丁を信頼していたことを窺うことができる。具体的に、丁は以下のような意見を残した。

翌年に控える「条約改訂」に際し、泰西五国（英、仏、露、米、布魯ス）の中で、ロシア、イギリス、フランスはもっとも厄介である。ロシアは中国と隣接し、「他日、中国の憂について言えば、ロシアがもっともである」（異日中国之憂、自当以俄為最）と認識している。イギリスは今、日本を外府にし、海軍は強いが、陸軍はやや劣っている。フランスはかつてアフリカの利益を搾取したが、最近ではベトナムに注目している。軍艦と武器、大砲に関してはイギリスに劣っているが、兵法に長けている。このような強敵との「条約改訂」に備え、

(30) 1867年2月15日（同治6年1月11日）に李鴻章は湖広総督に拝命され、捻軍を鎮圧するために尽力した。

(31) 「附 清折」『李鴻章全集』3巻、167-170頁、引用箇所は168頁にある。『籌弁夷務始末』（同治朝）巻55、2256-2263頁。

丁は意見書で繰り返し「自強」を呼びかけている。

この意見書には興味深い内容がある。「沿海附近の各国とは予め連絡をつけておくべき」という条目を論じる際、日本を例に取り上げて次のように述べている。「日本は西洋人と通商して以来、自強を目指し、兵士を訓練し、船や大砲を入念に製造してきた。現在、汽船を操縦し、艦長・管鑑（動力機関管理者）から水夫にいたるまで、西洋人を雇用する必要がない。税関においても西洋人に税務を管理させる必要がない。近年以来、ライフルを大量に購入し、中国が購入した小銃はみな日本が選択した後の残りものである」（査日本自与西人通商之後，立意自強，訓練士卒，並設局精造船砲。現在駕駛輪船，自船主管鑑以至水手，皆無須雇用西人，関口亦無須西人管其税務，近年収買來福槍砲以千万計，中国所買槍砲，皆日本選余之物）と日本の変化に注目し、さらに日本の狙いを警戒している。丁日昌は明代倭寇の歴史を連想し、「（日本は）うわべは柔順だが、腹黒く知恵に長けており、我々とは朝に発って夕方には着くような近距離にある」（陰柔而有遠謀，其於我也可以朝發夕至）と述べた。さらに、西洋人は日本を利用し、中国の弱点を狙い、日本と中国との関係を悪くさせ、漁夫の利を狙っていないとは言えない。このような状況に対し、「密かに人員を日本に派遣し、商人を装わせ、その動静を伺うべきである。或いは、沿海の官員に命令し、日本と関係を持たせ、友好を装いながら、裏では日本への備えを設けるべきである」（宜密遣妥員，佯為經商，伺其挙動。抑或由沿海疆臣，与為聯絡，陽為之好，而陰為之備）と提案している⁶²⁾。

丁は強国たらしめる日本に注目し、人員を秘密裡に派遣し、商人に仮装し、日本の動静を視察させる。あるいは沿海地方の官員に命令し、日本と連絡をとり、友好的な関係を維持しながら、裏では備えを設けるようにと提案した。

このように、「日清修好条規」を締結する前に、日本の状況に注目し、さら

62) 「附呈藩司丁日昌条説」『籌弁夷務始末』（同治朝）巻55，2269頁，「附 丁日昌条陳」『李鴻章全集』3巻，175頁。

に日本の動静を探るため、人員を派遣する意見が提出されていた。これは清国側から現れた日本への公使・領事派遣論の初期段階と言えよう。李鴻章は上奏文で外国への長期的な使節派遣に言及し、また丁日昌の意見に賛同し、それを代奏した。丁が提言した日本への密使派遣は、後日、李鴻章によって実行された(3. 2で論述)。日本の軍勢力増強に対し、警戒心を持っていた李鴻章は「日清修好条規」の締結を担当した際、いかに行動したのかを第二章で見てみたい。

1.3 天津教案の処理

1870年8月29日(同治9年8月3日)に李は直隸総督に任命され、天津教案の処理に着手する。天津教案とは1870年(同治9年)に発生した天津人民の反キリスト教暴動事件である。英、米、仏等七カ国は清国政府に抗議し、示威のために軍艦を天津、煙台まで送った。李は「自強」を念頭に置き、事態収拾に尽力した。同時期の1870年9月、柳原前光(従四位外務権大丞)、花房義質(正七位外務権少丞)、鄭永寧(従七位文書権正)、名倉信敦(文書大佑)、尾里政道(外務権少録)らは、通商条約の予備交渉、貿易状況の調査などを目的に派遣され、長崎県知事野村盛秀から上海道台への書翰、外務卿から総理衙門への書翰を持参してきた⁽³³⁾。

1870年9月18日(明治3年8月23日)、柳原前光から上海道台涂宗瀛への書翰には、「しばらく通商権大佑品川忠道、長崎県権少属熊文夢に命じ、貴国に滞在させ、我が国の人を管理させる」(暫令通商権大佑品川忠道、長崎県権少属熊文夢留在貴地、約束我国土民)という打診が確認である⁽³⁴⁾。日清両国の間、条約をまだ締結しておらず、日本側は「無約無通商国」に倣い、人員を派

⁽³³⁾ 「咨報日本国繙譯官蔡佑良等由滬赴津抄録名单並函稿咨請查核由」(1870)、〈日本委員來華請求立約事〉、《総理各国事務衙門》、中研院近史所檔案館藏、01-21-023-01-002。

⁽³⁴⁾ 「咨報據蘇松太道稟称本国民人在滬日多暫令権大佑品川忠道等約束一案抄録原稟咨呈由」(1870)、〈日本委員來華請求立約事〉、《総理各国事務衙門》、中研院近史所檔案館藏、01-21-023-01-033。

遣し自国の商人を管理しようとした。

実際には、柳原一行が派遣される前の1870年2月24日（明治3年1月24日）、外務省から太政官宛の書翰に外務権少丞宮本小一郎が執筆した「支那通信議案」が同封されている。宮本は公使、領事の派遣や待遇について言及し、清国と条約を締結したら「北京へ日本公使ヲ置クベシ」といい、「今日本ニ在ル瑞西丁抹等ノ振合ニ従ヒコンシユル而已天津上海ノ二三港へ置ベシ、是ハ是非置サルヲ得サルナリ」と主張している⁽³⁵⁾。日本側は公使・領事の派遣を視野に入れ、清との条約交渉に臨んだのである。

一方で、李は清国からの人員派遣について、どんな態度を示していたのかを見てみたい。

1870年10月3日（同治9年9月9日）、李は柳原前光が訪れたことを総理衙門に報告し、次のように提案した。

日本は江蘇、浙江よりわずか三日の距離に位置し、中華文字にも精通している。武力は東島各国の中で一番強い。まさに、我が国の外援にすべきであって、西洋諸国の外府にさせてはいけない。もし、将来、通商の許可を皇帝から頂戴できれば、先方へ官員を派遣し、駐劄させて、日本に滞在する我が国の商民を監督し、連絡と牽制に備えるべきである。（日本距蘇、浙僅三日程、精通中華文字、其兵甲較東島各国差強、正可聯為外援、勿使西人倚為外府。将来若蒙奏准通商、應派官前往駐劄、管束我国商民、以備連絡牽制）⁽³⁶⁾

李は総理衙門への書翰の中で、丁日昌の人員を秘密裏に派遣するという提案を一步前進させ、商民を監督し、連絡と牽制に備えるため清国から官員を派遣

(35) 「外務権少丞宮本小一郎ノ支那通信議案」『大日本外交文書』第3巻、183頁。

(36) 「致総署 論天津教案」『李鴻章全集』30巻、99頁。

するという意見を示した。しかし、総理衙門は日本側との条約締結を拒否する姿勢だった。1870年10月20日（同治9年9月26日）、李は丁日昌への書翰の中で、「日本からの使者はよしみを結ぶためにきたが、頑なに拒否している。怪しむべし。将来、条約を締結したら、江蘇省から人員を派遣し、領事にするのは如何だろうか」（日本使者一意通好，固挹之，可怪也。将来定約後，擬請由蘇省派員往充領事，如何如何）と領事派遣及びその人選に言及している³⁷⁾。また1870年10月23日（同治9年9月29日）、丁日昌への書翰の中で、「日本との条約締結は必ず実行する。将来、洋務に関しても着実にしなければならない。国内を見渡せば、誰が実務に当たるのか。空文のみを好み、実務を追求しなければ、病根を絶やすことができないだろう」（日本換約，勢在必奔。将来洋政竟須認真著意，環顧海内，誰為任事，好文不務実，病根終拔不去耳）と現状に対する焦りを吐露している³⁸⁾。

柳原一行が清国に滞在した際、李は直隸総督の職につき、天津教案の収束に忙殺されていた。各国の兵船が天津に停泊しており、李は西洋諸国の連合を自ら経験していた。清国より近くて徐々にな強くなっている日本にどう対処すべきか。李は日本を中国の「外援」にすべきで、西洋の「外府」にさせてはいけない。つまり日本を西洋諸国の仲間入りにさせないように主張している。その一環として官員を日本に派遣し、我々の商民を管理すると同時に、先方の様子を觀察し、「連絡」と「牽制」に備えるべきことを強調し、官員派遣の必要性和重要性を訴えている。

1870年10月30日（同治9年10月6日）、成林（署理三口通商大臣）から総理衙門へ書翰を差し出し、柳原前光が上海に人員を派遣するとの打診を報告した。柳原は上海で貿易している日本の商人が何十人もいて、彼らを管理するため「ひとまず一、二人の小官を派遣し、上海でのすべてのことを処置させる」

³⁷⁾ 「復丁日昌」『李鴻章全集』30巻、112頁。

³⁸⁾ 「復丁日昌」『李鴻章全集』30巻、118頁。

(擬先揀派一二小官在彼料理一切) という依頼である。成林は、「その動静を探れば分かるように、急いで領事を設置することではないようだ」(窺其挙動尚非遽欲設官)と判断し、「直接許可し、羈縻の意を示す」(当面許可、以示羈縻)と表明し、日本側の人員駐在の要求を許可した⁽³⁹⁾。

成林は、商人を管理するために日本から派遣してくる人を「小官」と認識しており、それを許可したのである。一方で、日本側はどのような考えがあったのか。1870年7月13日(明治3年6月15日)柳原一行の派遣に先立ち、民部省から外務省への書翰の中で、日本の商人が上海に出店する声が高く、それらの商人を管理するため品川らを派遣することを伝え、さらに「開店社心得書」,「上海開店規則」を付け加えた⁽⁴⁰⁾。また十日後の7月23日(6月25日)、清国の「国情形勢」の調査及び「通信通商」の予備交渉のため、外務省から柳原を清国へ派遣するという太政官の決裁が下されたのである⁽⁴¹⁾。

1870年10月(明治3年9月)に入り、条約締結交渉の最中、外務省から以下のような伺い文を出した。

今度品川通商権大佑へ外務大録被命、齋藤外務権少録とも兩人え支那上海県出張被命候に付ては、後來彌両国通商条約相整候上は則領事^{コンシユルに當る}の職を置、商人取締等可為致場合をいたし相勤候⁽⁴²⁾

日本側は条約締結を見据えて領事設置を念頭に品川らを派遣したことが明らかである。在上海仮領事館は品川忠道、齋藤麗正、神代延長(権少属)の三名

(39) 「函肅与日本使臣弁論各情並請給覆函再条約寄下由」(1870)、〈日本差官來華立約通商事〉、《総理各国事務衙門》、中研院近史所檔案館藏、01-21-024-01-003。

(40) 「開店社心得書」「上海開店規則」『日本外交文書』第3巻、193-194頁。

(41) 「清国国情並ニ通信通商ノ見込探究ノ為同国上海へ官員派遣方何ノ件並ニ之ニ対スル太政官決裁」『日本外交文書』第3巻、195頁。

(42) 「外務省員ヲ清国上海ニ駐在セシムル件ノ省伺」『日本外交文書』第3巻、225頁。

体制で開始した。このように、上海での仮領事館が設置され、仮領事が着任したことは重要な意義を持っている。日清両国の間に、西洋からの干渉を受けず、日本側から領事派遣の第一歩を踏み出した。これが柳原前光の外交交渉の一大成果として見逃してはならないだろう。

第一章では、「日清修好条規」締結前の公使・領事派遣論を考察した。領事官の派遣については、幕末通商交渉の際にすでに登場していたことが史料から読み取れた。この点についてはこれまで注意が払われてこなかったが、千歳丸に乗船した商人から上海道台への領事派遣という打診が領事派遣交渉の嚆矢といえよう。清国の地方官が積極的に対応したことも確認できる。1870年に柳原前光が予備交渉の際、品川忠道は仮領事として滞在することができた。清国側は「小官」とは理解したものの、実質領事の派遣が実現できた。同時期の清国でも、李鴻章は日本への官員派遣、領事派遣に言及している。これは日本側からの領事派遣要求に対する反応と言えよう。

第二章 「日清修好条規」の締結と公使・領事派遣

2.1 「日清修好条規」の締結

1870年11月12日（同治9年10月20日）に清国政府は三口通商大臣のかわりに北洋通商大臣を設立し、直隸総督李鴻章に兼任させた⁽⁴³⁾。直隸総督兼北洋大臣李鴻章が最初に処理した外交案件は日本との条約締結である。李が勘案した官員の派遣はいかに実現したのかを見てみたい。

1871年1月18日（同治9年11月28日）、李は総理衙門への書翰の中で、「条約無用論」に反論するため、日本との条約締結の必要性について論じている。日本は中国の属国ではなく、朝鮮、琉球、越南のような臣服する国々とは同じではない。もし、日本の通交の要求を厳しく拒絶するならば、日本は必ず西欧

(43) 「廷寄 答上摺並諭李鴻章」『籌弁夷務始末』（同治朝）78巻、3163頁。

各国を介して、その要求を貫徹しようとする。その時になって、条約締結を認めるようであれば、日本は永久に西欧各国の党与となってしまう、我々にとっては大きな失策である。むしろ日本側が友好を求めに来ている機会を利用し、誠意をもって彼らを応接する。つまり彼らとの条約締結を許すことである、と述べている。また以下のように官員を派遣することの重要性に言及している。

もっとも重要なことは、締約した後、中国から官員を派遣し、日本の首都に長期駐劄させ、あるいは人員を派遣し、長崎に駐在させ、開港地の領事を兼任させる。平素、日本の動静を探り、日本と連絡する。(中略)一旦西洋諸国に何か変動がある場合、西洋諸国の仲間に入らせないようにすることができ、東洋諸国が連合して西洋の進出に備えておくこともできる。西洋諸国は遠方にあり、また華人の商人は少ないため、中国からは領事を派遣し駐劄していない。それに対し、日本は近隣に位置し、華人の商人が多く、西洋とはもともと違う現状である。人員を派遣することは隣国日本のみならず、遠方にまで制御することが期待できる。大局においては有益である。(所最要者、在立約後中国或派大員長駐該国京師、或委員近駐長崎兼充各港領事。平素窺其底蘊、与之聯絡(中略)設一旦西国有變、不致為彼族勾結、且可備聯東方形勢。西洋數万里外、華人經商甚少、故中国未派領事往駐。日本近在肘腋、華商較多、情形原自不同。派員往駐則勢足相臨而力可制遠、似於大局有裨)⁽⁴⁴⁾

李は総理衙門への書翰の中で、官員の派遣が「もっとも重要」とであると主張している。またどんな官員を派遣するか、李は徐々に明確にしてきた。つまり首都に長期駐在する公使、もしくは長崎のような開港地に駐在する領事であ

(44) 「致総署 議日本換約」『李鴻章全集』30 卷、147-148 頁。

る。官員の派遣は単なる自国の商民を管理することだけではなく、日本の情勢を探ることもでき、さらに西洋諸国をある程度制御することもできる、と李はその利点を述べた。すでに条約締結を認めた以上、否定する事はできない。「ただ条約締結後、人員を派遣し常駐することは、たくさんの後患をなくすことができる」（惟立約後委員往駐一節，可消彌許多後患）と常駐する人員派遣の重要性を強調している。さらに派遣する人選及び費用について以下のように言及している。「江蘇省，浙江省に日本との貿易に熟知する人がいるので，そのの督撫に人材を確保し推薦するように命じておく。毎年，領事設置には2，3万金の費用は浙江，江蘇両省が分担し，また近くにいる南洋通商大臣が適宜に管理する」（江浙士商往日本貿易，必有熟悉情形之人，官場消息亦近，応請予行商知各督撫妥擬慎選，以便臨時保送，毎年添設領事需費約二，三万金，江浙両省分供，尚易弁給，由南洋通商大臣就近調度）と領事の派遣について提案している⁽⁴⁵⁾。

三日後の1月21日，同治帝への上奏文の中でも日本との条約締結の重要性を語り，官員を派遣する重要性を再三陳述している。

中国は外国と和約を締結した以上，先方へ官員を派遣し，駐在させるべきである。すべての消息が行き来することができ，双方の勢力が均衡できる。来る人だけいて，行く人がなく，先方の使節に弄ばされ，強制されるのは長久の策ではないだろう。（中略）西洋へ渡航する中国人が少ないため，中国からの常駐使節を派遣していない。一方で，日本は近隣に位置し，中国の永遠の患である。（中外既定和約，均宜各派官員往駐該国，庶消息易通，勢力均敵，若有来無往，聽憑該国使節簸弄脅制，究非長策（中略）惟華人往西国者絶少，中国暫未便派員外駐。日本近在肘腋，永為中土之患）⁽⁴⁶⁾。

(45) 「致総署 議日本換約」『李鴻章全集』30巻，147-148頁。

(46) 「遵議日本通商事宜片」『李鴻章全集』4巻，217頁。

李は総理衙門や皇帝への書翰で日本に言及する際、「肘腋」という表現を度々使っている。日本との地理的な距離を考え、なにより近年強国ならんとする日本の現状に鑑み、人員派遣の重要性を陳述している。とりわけ日本を西洋と意識的に区別し、日本に特段の注意、配慮が必要であることを強調している。

将来、日本と締約した後、南洋通商大臣がその近辺より委員を派遣し、日本の事情に精通する江浙（江蘇と浙江）の人を同行させ、日本の首都あるいは長崎に駐劄させる。そして、日本に滞在する我が国の商民を監督させ、もって先方の動静を探らせる。何らかの方法を講じて、日本と連絡し、また日本を牽制することにより、後患をなくし、永遠に混乱が起きないように期する。（将来与之定議後、似宜由南洋通商大臣就近遴委委員帶同江浙熟習東洋情形之人、往駐該国京師或長崎島、管束我国商民、借以偵探彼族動静、而設法聯絡牽制之、而冀消弭後患、永遠相安）⁽⁴⁷⁾

李は皇帝への上奏文において、日本への官員を派遣する必要性を述べ、何より、その派遣により後患をなくし、永遠に混乱が起きないように備えるという利点を強調している。

1871年2月18日（同治9年12月29日）、総理衙門から李鴻章への返事では人員派遣に関する意見を述べている。李鴻章は商人を管理するために官員を常駐させ、また先方の動静を探索するという提案に対し、「卓越した意見であり、情勢に即した方策を洞察している」（高明之見洞中機宜）と評価している。さらに、中国は未だ西洋各国に常駐する官員を派遣しておらず、それは距離的には遠く、華人が少ないからだ。一方で、日本は隣国であり、華人も多く、西洋との状況が異なるのである。「ただ初めての案件であるため、どのような官

(47) 「遵議日本通商事宜片」『李鴻章全集』4巻、217頁。

職の人を派遣すべきで、どのような体制を構築すべきか、またいかにして日本に敬服の心を持たせ、永遠の安全を得ることができるのか」(惟事属創始, 究応遣何官職, 立何体制。如何使日本有畏服之心, 得以永遠相安), 閣下(李鴻章)と滌生中堂(曾國藩)とがよく斟酌して欲しいと返信した⁽⁴⁸⁾。

それでは、条約締結及び官員の派遣に対し、曾國藩はどのような意見を持っていたのか。

1871年3月9日(同治10年1月19日)、曾國藩は同治帝への上奏文で条約締結に関する意見を述べている。曾國藩は幕末通商交渉を振り返り、日本側の通商要求を「長らく拒絶してきた」(拒之亦已久)という現状に対し、この度の条約交渉を拒絶することはできないと主張している。また西洋とは地政上において異なり、日本との往来は頻繁である。「領事制度に倣い、中国から官員を日本に駐在させ、内地の商民を取り締まる。また、会訊局を設立し、中国と外国との訴訟を処理させる」(似須仿照領事之例, 中国派員駐劄日本, 約束内地商民, 並設立会訊局, 弁華洋爭訟案件)⁽⁴⁹⁾。こうすることによって、「先方からの風刺, 見劣りを免れることができる」(免致受彼譏諷, 相形見絀)と、清国の体面や威信が傷つけられることを防止するという狙いを述べている。

曾國藩と李鴻章は人員派遣の必要性を主張した。双方は日本が隣国であり、貿易の実情もあるため、西洋と区別して論じていたが、それぞれの注目点が異なる。曾國藩は清国商人の管理及び裁判権の確保に重点をおいたが、李は両国の関係に重点をおいており、日本の動静を探ることに関心を示していた⁽⁵⁰⁾。李はこのような考えを持つように至ったのは、先述した通り、プレーンからの影響を見逃してはならないだろう。

(48) 「函復日本奏請通商事宜應由北洋大臣相機酌弁由」(1871), 〈日本差官來華立約通商事〉, 《總理各國事務衙門》, 中研院近代史所檔案館藏, 01-21-024-01-022。

(49) 「曾國藩奏遵籌日本通商事宜片」『籌弁夷務始末』(同治朝) 卷80, 3234-3235頁。

(50) 前掲箱田恵子(2012) 47頁, 前掲青山治世(2014) 194頁。

一方で、日本側は同じ時期に領事館設置のため動き出している。1871年5月23日（明治4年4月5日）、外務省から太政官弁官宛ての書翰で、条約締結後、商人の増加を見据えて、この度、清国に派遣する使節に一軒を借りるように命じ、「使節引拂候後は領事館に可相用」と提案した⁽⁵¹⁾。日本側は領事館の設立、領事の派遣を着々と準備していたことが明らかである。

このように、1871年9月13日（明治4年7月29日）に日清両国の間、18条からなる修好条規と33款からなる通商章程を締結した。この条規は領事裁判権の相互承認、最恵国待遇の無明記などを内容にし、近代日中外交史の幕開けとなった。「日清修好条規」には乗権大臣（公使）、理事官（領事）派遣の内容が以下のように盛り込まれた。

第4条

両国乗権大臣ヲ差出シ、其眷属随員ヲ召具シテ京師ニ在留シ、或ハ長ク居留シ、或ハ時々往来シ、内地各处ヲ通行スル事ヲ得ベシ、其入費ハ何レモ自分ヨリ払フベシ、其地面家宅ヲ賃貸シテ大臣等ノ公館ト為シ、並ニ行李ノ往来及ヒ飛脚ヲ仕立書状ヲ送ル等ノ事ハ何レモ不都合ナキ様世話イタスベシ

第8条

両国ノ開港場ニハ彼此何レモ理事官を差置キ、自国商民ノ取締ヲナスベシ、凡家財産業公事訴訟ニ干係セシ事件ハ都テ其裁判ニ帰シ、何レモ自国ノ律例ヲ按シテ糺弁スベシ、両国商民相互ノ訴訟ニハ何レモ願書体ヲ用ユ、理事官ハ先ツ理解ヲ加ヘ、成丈ケ訴訟ニ及バザル様ニスベシ、其儀能ハザル時ハ地方官ニ掛合ヒ、双方出会シ公平ニ裁断スベシ、尤盜賊欠落等

(51) 「遣清使節ノ旅館ニ関シテハ将来領事館トナスヘキ心組ヲ以テ相当ノ家屋借受度旨何ノ件」『大日本外交文書』第4巻、160頁。

ノ事件ハ両国ノ地方官ヨリ召捕リ吟味取上ケ方致ス而已ニシテ官ヨリ償フ事ハナサ ヲルベシ⁽⁵²⁾

注目すべきは、「日清修好条規」を西洋各国との条約とを区別するために、「条規」という名称を創出したところである⁽⁵³⁾。条約交渉の際、李鴻章の補佐を担当した陳欽（津海関道）は、「条約という名称を使わず、泰西各国と異なることを示す。よって、最恵国待遇の条目をも削除することができる」（不露条約字様、以示与泰西各国不同、庶一体均霑各条可趁勢删除）と明言した⁽⁵⁴⁾。さらに、柳原草案の条文に出てきた「泰西各国」という文言を全部削除し、西洋との条約文で使用されている「領事」という文言を「理事」に変更した。陳欽は、「領事を理事に改称する。両国が別に新生面を開き、泰西の既成の様式を襲わざること示す」（擬將領事改作理事、以示両国別開生面、不襲泰西成様）という思惑があったのである⁽⁵⁵⁾。

李は日本へ理事官派遣を積極的に検討した。条約締結の際に李鴻章の補佐を担当した応宝時（江蘇按察使）と陳欽に「理事官章程」を作成するように命じた⁽⁵⁶⁾。それに対し、応宝時は「理事官章程」（全8条）を作成し、1871年8月30日（同治9年7月15日）に陳欽に検討してほしいと渡した⁽⁵⁷⁾。この「理事官章程」には在日領事の人選、人数、設置箇所、給与などを具体的に記してい

⁽⁵²⁾ 「清国トノ修好条規並ニ通商章程」『大日本外交文書』第4巻、205、206頁。

⁽⁵³⁾ 毛利敏彦（1994）『「条規」という用語』、『日本通史』月報5、岩波書店、3頁、閻立（2009）『清末中国の対日政策と日本語認識 朝貢と条約のはざま』東方書店、138頁。

⁽⁵⁴⁾ 「咨会日本条約擬稿又會商条規備稿均已加籤並另擬章程十八條咨送由」（1871）、〈日本差官來華立約通商事〉、『總理各國事務衙門』、中研院近史所檔案館藏、01-21-024-01-020。また日清双方は「尊号問題」をめぐり、議論を交わしていた。島善高（2009）『律令制から立憲制へ』（成文堂）の第七章「日清修好条規と尊号問題」に詳しい。

⁽⁵⁵⁾ 「咨会日本条約擬稿又會商条規備稿均已加籤並另擬章程十八條咨送由」（1871）、〈日本差官來華立約通商事〉、『總理各國事務衙門』、中研院近史所檔案館藏、01-21-024-01-020。

⁽⁵⁶⁾ 『晚清洋務運動事類匯鈔』（中）全国公共図書館古籍文献編委会、中華全国図書館文献縮微複製中心、1999年、538頁。

⁽⁵⁷⁾ 『晚清洋務運動事類匯鈔』（中）540-542頁。

る。注目すべきは、「情形宜先察採」という条目で、日本側が条規締結前に中国の様子を調査するため、貿易調査を名目に何回も人員を派遣してきたことを取り上げ、中国も日本の状況を把握するため、密かに「誠実諳練」の人、三、五人を開港場に派遣し、数ヶ月居住させ、将来、派遣する理事官の候補者として確保しておくと提案した内容である。最後に、この章程では想定しきれていない内容に関しては、日本に派遣した委員が帰国後にさらに検討すると提案した。李鴻章はすでに日本に密使を派遣したことが読み取れる。実際にはどのような人物を密使として派遣したのかは後述する。

条約締結後、李鴻章と柳原前光は公使・領事の派遣について意見交換をした。李鴻章は、「本約ヲ互換スルノ後、領事館ヲ發シ貴国横浜ニ置キ人民ノ貴国ニ在ル者ヲ管束セントスル也、貴国又更ニ欽差ヲ發シ、北京ニ置クヤ否」と柳原に打診し、柳原は、「我国貴国ト隣接ト雖トモ、我國民ノ通商往来スル者即今纔ニ上海口耳、故ニ品川忠道等ヲ以テ是ヲ管束シテ足レリ、欽差ヲ派シ別ニ北京ニ置ク如キハ未タ急務ト為サ、ルナリ」と北京に欽差大臣を当面派遣せず、商人が多くいる上海に領事駐在の意思を表明した。それに対し、李は、「方今欧州各国公使ヲ北京ニ置ク、其中虎狼ノ志ヲ挟ミ、吞併ヲ図ル者アリ、又自己ノ国威ヲ皇張シ、清国ヲ圧セント欲スルモノアリ」と、西洋各国公使のイメージを吐露している。さらに「貴邦ト弊邦トノ如キハ是等ノ通弊ヲ踏マサルヲ冀フナリ」と再三、日本を西洋と区別し、両国が西洋の「通弊」に踏まないよう念を押したのである⁵⁸⁾。

2.2 1872年の条規改正交渉

「日清修好条規」批准書の交換に先立ち、1872年3月3日（明治5年1月24日）、柳原前光は「少弁務使兼任」の辞令が下され、3月10日（2月2日）に

⁵⁸⁾ 「使清日記」『大日本外交文書』第4巻、234頁。

清国への「差遣」が命ぜられた⁽⁵⁹⁾。日本政府は締結した条規の内容に不満が噴出し、とりわけ日清両国の相互援助を明記した第2条が国内外に批判を浴びており、批准書交換の前に条規改正に踏み込んだのである⁽⁶⁰⁾。

柳原前光は3月18日(2月10日)に外務卿副島種臣、外務大輔寺島宗則からの権限の委任を明記した「委限要旨」を入手した⁽⁶¹⁾。この「委限要旨」では、柳原前光一行が派遣された名目を「修改条款」と書き、「修改」すべき「条款」を以下の通りに提示している。①清国から新しく領事を派遣してきた場合、「先ツ其情勢ヲ熟察シテ酌議スヘキ事モ有ルヘケレハ、約面ノ通会同訊断スルニハ至ルマジ」とのこと⁽⁶²⁾、②「調処一条」を「裁撤」すること、③「刀機一禁論」にある内容を「削除」すること、④通商章程の第28款の関税に関する内容、の四つである。それぞれ条規の第8条、第2条、第11条及び通商章程第28款を改定することである。

本稿では公使・領事の派遣を考察するため、以下、主に①について、つまり領事裁判権に関する内容を取り上げて考察する。ここでは、清国側から領事派遣の場合、当地の情勢に不案内のため、条規にある「会同訊断」(第8条にある「地方官ニ掛合ヒ、双方出会シ公平ニ裁断」という内容、つまり開港場の地方官と理事官が会同して審理すること)が実行できない、換言すれば、領事裁判権の実施に困難があることを指摘している⁽⁶³⁾。

3月18日(2月10日)に、副島・寺島から総理衙門、南洋通商大臣、北洋通商大臣への照会文も柳原のところに届いた⁽⁶⁴⁾。興味深いことに、総理衙門へ

(59) 「少弁務使兼任ノ件」「清国派遣及随行申付ノ件」『大日本外交文書』第5巻、239頁。

(60) 李啓彰(2006)「日清修好条規成立過程の再検討—明治五年柳原前光の清国派遣問題を中心に—」に詳しい。『史学雑誌』115(7)。

(61) 「清国派遣ニ付条約改修交渉ニ関スル権限委任ノ件」『大日本外交文書』第5巻、242-243頁。

(62) この文書の和文が見当たらないため、『大日本外交文書』(第5巻)284頁の和文を参照した。

(63) ここに出た「会同」は曾国藩の指示により作成し、草案に追加されたのである。和解が成立しなかった場合、地方官に照会し、「会同(共同)」で公平に裁判を行うことである。文言としては1858年の清英天津条約第17条の規定に倣ったものである。前掲青山治世(2014)192-193頁を参照されたい。

の照会文では、両国の交際通商の事宜を監督するため使節を派遣すること、条規の批准書を交換する前に「予行擬請」のことを記し、南洋通商大臣及び北洋通商大臣には上記のこと以外に代領事品川忠道が上海に駐在する旨を伝え、領事裁判について一言も触れていなかった。

また北洋大臣李鴻章に二通の照会文を送付した⁽⁶⁵⁾。二通目の照会文「批准前条約改修ヲ提議スル件」の中で、日本側が着手している西洋諸国との「改修条約」に言及し、これに伴い「国法訊断」⁽⁶⁶⁾などの条文に関しては後日の改定が必須となるため、予め議論したいこと、また第2条「調処之約」を「裁撤」し、第11条「刀機之禁」を「削除」することを明示している。

注目すべきは、「委限要旨」の第一位に羅列した領事裁判権の撤廃に関する内容は、対外関係の担い手である総理衙門、南洋通商大臣及び北洋通商大臣（一通目）への照会文で取り上げられていない。副島をはじめ日本側は条約改正の難しさを十分推測しており、まず緊急性のある第2条を提言したことが考えられる。また第11条は取引条項として李鴻章への照会文で取り上げたのであろう⁽⁶⁷⁾。もし領事裁判権の撤廃に言及したら、清国から反感を招き、この度の条約改正のみならず、「日清修好条規」の批准及び大局に不利を招きかねないことを推測し、副島・寺島をはじめ、日本側は李鴻章の様子を確かめながら慎重に行動をとったのである。さらに総理衙門ではなく、李鴻章への照会文（二通目）で領事裁判権の撤廃に言及した行動から、李鴻章の外交における重要性も窺い知ることができよう。

(64) 「柳原少弁務使派遣ノ旨通報ノ件」「柳原少弁務使派遣並ニ品川代領事上海駐在ノ旨通報ノ件」「柳原少弁務使派遣並ニ品川代領事上海駐在ノ旨通報ノ件」「批准前条約改修ヲ提議スル件」『大日本外交文書』第5巻、243-246頁。

(65) 「附 日本国外務卿兩次照会文稿」『李鴻章全集』5巻、127-128頁。『大日本外交文書』第5巻、245、246頁。

(66) 孫士達と柳原の会談で取り上げられている。『大日本外交文書』第5巻、290頁。ここでは、日本で実施する清国の領事裁判権を指す。

(67) 前掲李啓彰（2006）、72（1288）頁。

条規改正の第一線に臨んだ柳原前光と鄭永寧は副島らの推測を実際に経験している。柳原は副島へ宛てた書翰で交渉の難しさを吐露した⁽⁶⁸⁾。「成否ハ彼ガ応許ニ由レハ元ヨリ臣ノ逆シメ規定ムル所ニ非ラズ」のである。さらに自分の改正すべき内容として「彼ノ領諾ヲ請フベキモノハ修好第二条及第十一条ナレトモ、約上ニ存シテ其如ク行ヒ難キ事ヲ述ルモノハ領事会同審断ノ義ナリ、此三条ヲ今日ヨリ議定シ置、其他ハ我国西洋ト条約改正ノ後ニ到テ懸合改正ノ談判ヲ了結シタル後、本約互換ノ使ヲ派出スヘキ運ヒ」という理解でよろしいか、副島に再確認した。つまり、領事裁判権に関しては、条約に成文化されたが、実際の運用が困難である。柳原はこのことを清国政府に伝える任務を負っていた。

一方で、副島は第2条の内容が攻守同盟ではない旨を日本に駐在しているアメリカ臨時代理公使、ドイツ公使らに説明することに苦心している⁽⁶⁹⁾。

天津に到着した柳原一行は李鴻章との面談を求める照会を5月7日（4月1日）に提出したが、日本側の条規改正の意図を知った李は「公務繁冗」を理由に面会を拒絶し、陳欽と孫士達（江蘇海関道）に対応を命じている。5月15日（4月9日）に柳原前光一行は李鴻章訪問をやっと実現した。柳原は、岩倉使節団が携えた国書の漢訳を李鴻章に披露した上、自分が渡清した目的を表明した。また外務省から下付された李鴻章への照会文（二通目）及び「委限要旨」を李鴻章に提出した。これで、「委限要旨」にある領事裁判権に関する内容—在日清国理事との「会同訊断」の撤廃—をはじめて公開した。しかし、この日に領事裁判については議論せず、条規改正に激しく批判した李鴻章から「批准換約スル時、両国ノ全権大臣会同議改スルニ、続約ニ就テ以テシ、敢テ本約ノ

(68) 「日清修好条規改正ニ関シ内白ノ件」『大日本外交文書』第5巻、249-251頁。

(69) 「日清修好条規第二条ハ攻守同盟ノ主意ニ非サルモ右条項削除ノ談判開始ノ答ナル旨回答ノ件」、「日清修好条規第二条廢棄ノ旨独国政府へ注進ノ儀差支ナキ旨回答ノ件」『大日本外交文書』第5巻、251-252頁。

文ヲ改ムル者ナシ」と、条規の内容を改正することができないが、続約の交渉はありうるという収穫を得た⁽⁷⁰⁾。

同日の午後および5月17日（4月11日）、柳原は陳欽、孫士達と面会し意見交換した。領事裁判は争点の一つであった。孫士達は、「会同訊断ノ如キハ中外法律殊異ナルヲ以テ、両民交渉ノ案ヲ裁断スルトキ各其法ヲ按シテ処置スルノ情罪当否ヲ両長官会同シテコレヲ信徴シ、以テ公平ヲ昭カニスル也、但シ争訟両民ノ間ニ在テ、対審ノ為メ此民ヲ彼ノ庁ニ出スト雖トモ、此レニ因テ訊断ノ権ヲ彼ニ譲ルヲ得ス」と、裁判の権利を譲らない態度を明示している⁽⁷¹⁾。

5月6日（3月29日）に外務省から柳原前光宛の書翰に、新たに改正したい内容を付け加えた。「日清修好条規」の第15条、13条と17条である。前者に対して「全く廃棄シ」、後者の二条は「改正」という方針である⁽⁷²⁾。

6月27日（5月22日）に柳原は清国側から「照覆」及び「評議案」を手に入れた。ここで領事裁判に対する李鴻章の意見を見てみよう。

本大臣考ルニ中国未タ本約ヲ取換ハサナル故、未タ理事官ヲ差遣ハサズ、追テ其員ヲ派シ遣ハシタラハ、自ラ約面ノ通弁理スヘケレトモ、理事官初メテ彼国へ越スニ因テ其情形ヲ心得知ラ不ル事モ有ルヘキ所ナレハ、陳、孫等評議ノ通中国ヨリ理事官ヲ派出セハ、其者ニテ精精探索ヲ遂ケ、清民一件ノ書留ヲモ借り写シ、彼地方官ニ就テ万端問合セ相勤ムヘキ旨其時ニ至テ申付心得サスヘシ⁽⁷³⁾

(70) 「四月九日柳原少弁務使等ト清国直隸総督等トノ応接記 批准前ノ条約改修提議ニ関シ論難折衝ノ件」『大日本外交文書』第5巻、267頁。

(71) 「七月九日柳原少弁務使ヨリ副島外務卿ニ差出セル右復命略書」『大日本外交文書』第5巻、291頁。

(72) 「日清修好条規中不穏当ナル箇条ノ廃棄改正方ニ関シ指令ノ件」『大日本外交文書』第5巻、257頁。

(73) 「七月九日柳原少弁務使ヨリ副島外務卿ニ差出セル右復命概略書」『大日本外交文書』第5巻、284頁。

李は、両国が条規の交換をしていないため、理事官はまだ派遣していない。今後、理事官は清国から派遣し、条規の内容に従って弁理する。理事官は着任したばかりで先方の状況に不案内の場合、当地の地方官と相談し、自らもしくはと研鑽を積むだろう、と領事裁判権の撤廃に反対する清国側の立場を示した。

7月1日（5月26日）に柳原は別れを告げるために李鴻章を訪問し、李鴻章から外務卿副島への照覆文を手に入れた。李は、品川が代領事に就任することに対し、批准書交換が完了するまで領事派遣の承認を保留する。また横浜、長崎、神戸の三箇所に清国人がもっとも多く滞在し、日本官が代わって管理する。さらに中国から理事官を派遣するならば、その処理方法に不案内の場合、日本の地方官にその詳細を聞くべきである、と述べている⁽⁷⁴⁾。南洋通商大臣（代理）何璟も李鴻章と同じような意見を示した。つまり、両国が条規の批准書を交換し、条規が発効してから品川理事の派遣を認める⁽⁷⁵⁾。一方で、条規の批准書を交換する前に、李鴻章、南洋通商大臣張樹声は総理衙門への書翰の中で「品川理事」という言い方を使っていたことが確認できる⁽⁷⁶⁾。

柳原一行は、批准書を交換する前に「日清修好条規」の改正に踏み込んだ。岩倉使節団が欧米で敢行しようとすることを、同時に清国で実現させようとした。領事裁判権は当然、大きな争点となっている。交渉の際、柳原は理事派遣と「会同訊断」を取り上げ、領事裁判権の撤廃を試みたが、清国側は改約に「応じない」の一点張りだった。

(74) 「照復日本外務卿副島等公文」〔附 津海関道陳欽等会詳核議日本国照会文稿〕『李鴻章全集』5巻、129-130頁。

(75) 「品川外務大録上海代領事確認ノ儀ニ付テハ修好条約批准交換後迄待タレ度旨等回答ノ件」『大日本外交文書』第5巻、256頁。

(76) 「飭属查明日本使臣来華起程日期来華起程日期由」（1873）、〈立約、修約、換約〉、《総理各国事務衙門》、中研院近史所檔案館藏、01-21-052-02-012。「咨報日本使臣原擬正月下浣起程来滬因天津寒凍另定行期由」（1873）、〈立約、修約、換約〉、《総理各国事務衙門》、中研院近史所檔案館藏、01-21-052-02-013。

柳原は清国滞在中、「同治十一年四月初五日京報」⁽⁷⁷⁾を目にし、それを日本政府に報告した。これはのちに台湾出兵の口実になった琉球難民殺害事件である。

1873年4月30日（同治12年4月4日）、「日清修好条規」の批准書が交換された。外務卿副島種臣は特命全権大使に任命され、清国に派遣され、総領事井田譲も同行している。天津で李鴻章と談話した際、常駐使節の派遣に触れていた。副島は、日本側から北京に常駐使節を三等公使の柳原前光に決定していることを伝えた。李は「使節を京師に常駐するのは費用が莫大であり。日本との国交関係が成立したばかりで、業務がまだ少ないので、しばらくは人を派遣することもない」（派使駐京経費浩大、現甫開弁事簡、似暫不必派人）と答えた。これに対し、副島は「日本は西洋各国の首都に常駐使節を派遣した。中国が近いので、この費用を節約することもない」（日本於西洋各国均已派有駐京公使、中国密邇、未可惜此小費）と答えた。李は、柳原が条約締結の経験者ではあるが、職位が低くて若年である。総理衙門の人がみな頭等欽差の身分なので、「同等官の身分で照会することは望まない」（必不願与照会平行）だろう。それで、しばらく北京駐在の公使を派遣しなくて良いと助言している⁽⁷⁸⁾。李の助言が功を奏したのか、副島一行が帰国した際、ロシア特命全権公使ウランガリーは日本公使を兼任したのである⁽⁷⁹⁾。先行研究では、この時期の日本政府にとって、清国での公使館設置及び公使派遣の外交的必要性がないこと指摘しているが⁽⁸⁰⁾、李鴻章の助言及び柳原の身分問題も見逃してはならないだろう。

(77) 「附記 四月五日清国京報 台湾ニ於テ琉球人殺害事件ニ関シ清国閩浙総督ヨリ同国政府ヘ伺ノ記事」『大日本外交文書』第5巻、259-260頁。

(78) 「致総署 述副島商論外交」『李鴻章全集』30巻、513頁。

(79) 副島が当時「胸中ニアル樺太談判と云フ事」があるため、「親露主義」をとっていたことも見逃してはならない。「2. 第二冊 第七編 至 十編 / 3 第八編 彼我公使館ノ設立」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03030242000、日清交際史提要（1-1-2-54_001）（外務省外交史料館）。

(80) 于紅（2015）「対清外交と駐清外交官—在清公使館の設置をめぐる—」、『グローバル化のなかの近代日本—基軸と展開—』小風秀雄・季武嘉也編、有志舎、132頁。

2.3 台湾出兵

「日清修好条規」が発効した翌年、日本は台湾出兵を行い、領土不可侵を約束した修好条規の第一条に違背した。結局、10月31日（9月22日）に日清両国は互換条款「北京專約」を締結することにより、清国側から50万両を日本側に渡し、台湾出兵に終止符を打った。その後、李鴻章は日本を仮想敵国とし、北洋海軍の創設に着手していた。清国の国内で「海防大討論」が盛んに行われ、軍艦購入の重要性が再び認識された。なお同年の7月31日、特命全権公使の柳原前光により、在清公使館が設置された⁽⁸¹⁾。

1874年12月10日（同治13年11月2日）、李は上奏文の中で台湾出兵に対する意見を表した。

泰西各国は強いといえども、なお七万里以外にある。日本は我が門口近くにあり、我が虚実を伺う。誠に中国の永遠の患いである。（泰西雖強、尚在七万里以外、日本則近在戸闥、伺我虚実、誠為中国永遠大患）⁽⁸²⁾

注目すべきなのは、李は同じ上奏文で海防建設や西洋式兵器の購入だけではなく、常駐使節派遣の重要性を以下のように再び取り上げた。

同治十年、日本と初めて条約を議定し、臣と曾国藩は日本と締約した後、先方へ使節派遣することを奏請した。我々の商民を管理すると同時に、彼らの動静を探り、連絡と牽制することもでき、後患をなくすことを強く願っていた。しかし、昨年、条約批准書を交換したばかりで、使節派遣をする暇はなかった。日本は今春に兵を率いて台湾に來た。もし日本に使節

(81) 「2. 第二冊 第七編 至 十編／3 第八編 彼我公使館ノ設立」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03030242000、日清交際史提要（1-1-2-54_001）（外務省外交史料館）。

(82) 「籌弁鉄甲兼請遣使片」『李鴻章全集』6巻、170頁。

が駐在したら、事前に議論し、派兵を阻止することができ、迅速に対処することができただろう。あるいは、派兵した後、日本の君臣と直接に議論することもでき、北京で議論するよりよいだろう。目下、出兵の事はほぼ収束しているので、使節派遣はこれ以上延期してはよくない。(同治十年日本初議条約、臣与曾国藩均奏請該国立約後中国応派員駐劄日本、管束我国商民、借探彼族動静、冀可連絡牽制、消彌後患。上年甫經換約、未及籌弁、而該国遂於今春興兵来台、若先有使臣駐彼、当能預為辨阻、密速商弁、否則亦可於發兵之後、与該国君臣面折廷争、較在京議弁更為得勁。今台事粗定、此舉未可再緩)⁽⁸³⁾

李は「日清修好条規」締結時と同じように使節派遣の大切さを強調し、この度、日本側が出兵できたのは、清国側から使節を派遣しておらず、日本の動静を把握していないことに原因があると上奏文で表明した。「もし先方に奸策がある場合、容易にその実情を探ることができ、適宜に制御することができる」(倘彼別有詭謀、無難偵得其情、相機控制)⁽⁸⁴⁾と、官員を派遣することによって、機先を制し、危険を未然に防ぐことができると進言している。

具体的に李は「総理衙門王大臣に命じ、西洋情勢、外国事情に精通する三、四品の京師の官員を選び、立派な官職を与え、日本に公使として駐劄するように命じる。隣国同士を答礼訪問の礼儀に合うものであり、華人の恩沢を望む要望にも応えるものである」(擬請敕下総理衙門王大臣遴選熟悉洋情、明練辺事之三四品京堂大員、請旨賞給崇銜、派往駐劄日本公使。外托隣邦報聘之礼、内答華民望澤之誠)と提案している。さらに「公使到着後、総理事官の設立を着手し、各貿易港に駐在させる。訴訟案件を裁判し、国体を維持する。日本だけではなく、泰西各国へも常駐する大臣を派遣すべきである。俸禄を厚くし年数

(83) 「籌弁鉄甲兼請遣使片」『李鴻章全集』6巻、170-171頁。

(84) 「籌弁鉄甲兼請遣使片」『李鴻章全集』6巻、170-171頁。

を決める。威信を示し、誼を通ずることができる」(俟公使到彼、応再酌設総理事官、分駐口岸、自理訟賦、以維国体。不特此也、即泰西諸大邦亦当特簡大臣輪往兼駐、重其祿賞而定以年限、以宣威信、通情款)と、公使が到着後、総領事官の設立にも着手すべきことを述べ、日本だけではなく、さらに西洋各国へ常駐使節の派遣にも言及している⁽⁸⁵⁾。

また、二日後の12月12日(11月4日)、総理衙門への書翰でも使節派遣のことに言及している。「日本への使節派遣は再び延期することができない。さらに西洋の大国にも一人の公使を派遣し、順番に駐在させ、中外の気脈を通じるようにさせる。小国日本は続々とヨーロッパに使節を派遣している。中国はこのように頻繁に派遣しなくても、自国に過度に制限を設けなくても良い。(使節を派遣することは)費用と比べると利益のほうが大きい」(東洋遣使一節、似属不可再緩、即西洋各大国亦宜派一使臣輪流兼駐、俾中外氣脈稍通。日本小邦出使欧羅巴者不絶於道、中華雖不必如此殷勤、似未便過於自域、所費者小而裨益者多)と語っている⁽⁸⁶⁾。台湾出兵という衝撃から、日本に公使・領事を派遣することは急務であると認識している。さらに西洋の大国にも派遣するという発想にまで発展している。

同じ12月12日(11月4日)に李は総理衙門大臣文祥に書翰を差し出し、日本への使節派遣の人選について、「江蘇、浙江の出身者が良い。周筱棠は有能で文章が上手である。総理衙門は彼を派遣することができるのか」(似須江浙人為宜、周筱棠敏練而能文、未審總署尚可脫手否)と使節派遣の人選に言及している⁽⁸⁷⁾。ここに出た周筱棠(周家楣)は江蘇宜興の出身で、総理衙門総弁章京を務めている。

李鴻章のみならず、この度の「海防大討論」において、他の官僚も公使派遣

⁽⁸⁵⁾ 「籌弁鉄甲兼請遣使片」『李鴻章全集』6巻、170-171頁。

⁽⁸⁶⁾ 「致総署 論善後事宜並教務厘務」『李鴻章全集』31巻、139頁。

⁽⁸⁷⁾ 「復文中堂」『李鴻章全集』31巻、142頁。

の重要性に着目し、さらにその実行を呼びかけた。病気のため、一時帰省した丁日昌は自分の意見を李鴻章が代奏し同治帝に提出している。丁は「用人」という条目で、「外国使材」に言及している。具体的に「あるいは数国に一人の使節を派遣し、あるいは一国に一人を派遣する。(中略)日本は我が寢床の側にあり、近くて強く迫っている。先方に派遣する使節は必ず抜ける適任者でなければならない」(或数国並遣一使、或一国專遣一使(中略)日本在我臥榻之側、近而且逼、所使固當精益求精矣)と使節派遣、とりわけ日本への派遣の緊急性及び優れた人材に対する要望に言及している⁽⁸⁸⁾。また両江総督李宗義は総理衙門への書翰で、「才略また洋務に詳しい人材を選び、通商各国に随時に使節を派遣する」(謂通商各国、宜選有才略而明洋務之人、隨時遣使)と提言し、交渉すべきことがあれば、先方と議論することができ、予防することがあれば予め防ぐことができる。先方の新製する機器を随時に見学することができ、購入することも便利になると述べている⁽⁸⁹⁾。福建巡撫王凱泰は総理衙門への書翰で使節を派遣する重要性を強調し、「各国の状況を速やかに把握することができ、中外の隔たりをなくすことが期待できる」(各国如何情形、隨時馳報、庶幾耳目較靈、不致中外隔閡)と使節派遣の利点を述べている⁽⁹⁰⁾。さらに日本に関しては、使節を派遣し、連絡することができ、西洋からの侵略を防ぐための「屏蔽」にしておくとして主張している⁽⁹¹⁾。

以上のように、清国政府は日本に対する常駐公使と理事の派遣を促進したのは、日本による台湾出兵事件であることが明らかである⁽⁹²⁾。台湾出兵を経験し、

(88) 「附 丁日昌議復総理衙門海防原奏条陳」『李鴻章全集』6巻、230-231頁。

(89) 「両江総督李宗義奏議覆総理各国事務衙門詳議海防摺」『籌弁夷務始末』(同治朝)巻100、4032頁。

(90) 「王凱泰又奏籌議海防要計摺」『籌弁夷務始末』(同治朝)巻99、4014頁。

(91) 「王凱泰又奏請遣使日本片」『籌弁夷務始末』(同治朝)巻99、4016頁。

(92) 前掲箱田恵子(2012)47頁、戴東陽(2012)『晚清駐日使团与甲午戦前の中日関係』(1876-1894)社会科学文献出版社、3頁。海防論と出使大臣の関連について、佐々木揚(1985)「同治年間後期における清朝洋務派の日本論—李鴻章の場合を中心として—」『東洋史研究』第44巻第3号を参照されたい。

李鴻章をはじめ、清国の地方官僚は日本への不信が日増しに高まり、公使を派遣する必要性・緊急性に注目している。さらに日本だけではなく、派遣の対象を西洋の各国へ拡大しようと呼びかけている。

第二章では、「日清修好条規」が締結前後の公使・領事派遣論について考察した。直隸総督兼北洋大臣李鴻章が処理した最初の外交案件は日本との条約締結である。条約締結に際し、李は日本への官員派遣が、「もっとも重要」であると主張している。また派遣する官員について、首都に長期駐在する公使、長崎の開港場に駐在する領事と徐々に明確になってきた。台湾出兵を経て、官員を派遣することによって、危険を未然に防止できると認識している。李鴻章、丁日昌らは日本だけではなく、さらに西洋各国への常駐使節の派遣にも言及している。

第三章 公使・領事派遣の成立

清国側は「海防大討論」を経て、外国への常駐使節派遣はほぼ決定となった。1875年にマーガリー事件が発生し、イギリスに謝罪使節、のちに常駐公使の派遣も決められた。また1875年にイギリス、アメリカ（スペイン、ペルー兼任）、1876年に日本、1877年にドイツ、1878年ロシアにそれぞれ公使派遣の命令が下された。

3.1 1875年の条規改正交渉

1875年に大蔵省の強い要求により条規改正交渉が再開された。1875年3月25日、外務卿寺島宗則は太政大臣三条実美に「日清条約ノ議」と題する書翰を差し出した。「日清修好条規」にある「同国人犯罪処分其外税則中各款不都合ノ議」を箇条書きにしたものを提出した⁹³⁾。そのうち第9条を取りあげて、

⁹³⁾ 「日清条約修補ニ関シ清国政府へ照会方何ノ件並ニ之ニ対スル三条太政大臣指令 附屬書 日清条約條款中再議ノ条件」『日本外交文書』第9巻、423-425頁。

理事官がまだ派遣していない、あるいは駐在していない開港場における清国人の裁判に関し、日本側は異議を申し出たのである。第9条は以下のような内容である。

両国ノ開港場ニ若シ未タ理事官ヲ置ザル時ハ、其人民貿易何レモ地方官ヨリ取締リ世話スベシ、若シ罪科ヲ犯サバ本人ヲ捕テ吟味ヲ遂ケ、其事情ヲ最寄開港場ノ理事官ヘ掛合ヒ、律ヲ照シテ裁断スベシ

この第9条を解釈すれば、日本の地方官は「只貿易民法ヲ管理スル」権利があり、「刑法ニ涉リ罪ヲ治ムルノ権ハ断然無」いのである⁹⁴⁾。外務卿寺島宗則は日本臨時駐清代理公使鄭永寧に、第9条には「文意稍晦渋不達」という解釈上における不明瞭な点があるので、「総テ我土ニアル清民ハ詞訟刑罪トモ皆我国律ヲ照シ、我地方官ノ裁判処断スル」という旨を清国政府に伝えてほしいと指示した⁹⁵⁾。ほかに通商章程第5款、第28款など交渉すべき内容も羅列した。本節では引き続き公使・領事の派遣を考察するため、領事裁判権に関連する内容を取り上げて見てみたい。

鄭永寧は9月4日（8月5日）に総理衙門に照会文を送り、「条約補欠」に関する外務省の指令を伝えた⁹⁶⁾。9月19日（8月20日）、総理衙門は、修好条規はまだ改定の時期（批准後10年）になっていないため、日本側の要求を拒否するという返事をした⁹⁷⁾。11月24日、鄭は再び総理衙門に照会文を送り、清国側からまだ理事官を派遣していないため、清国人の管理に関しては日本の

⁹⁴⁾ 「日清条約補欠ニ関シ外務卿ノ指令ニ基キ條款列举照会ノ件」『日本外交文書』第9巻、445頁。

⁹⁵⁾ 「明治八年寺島外務卿ヨリ清国駐劄鄭臨時代理公使ヘノ指令案」『日本外交文書』第9巻、430-431頁。

⁹⁶⁾ 「日清条約補欠ニ関シ外務卿ノ指令ニ基キ條款列举照会ノ件」『日本外交文書』第9巻、441-446頁。

⁹⁷⁾ 「日清条約補欠ニ関シテハ李鴻章ニ詳細問答ノ上回答スヘキ旨照覆ノ件」『日本外交文書』第9巻、446-447頁。

地方官に任せると表明した⁽⁹⁸⁾。

日本側の申し出に対し、9月24日（8月25日）に李は総理衙門への書翰で理事官の派遣に言及し、日本にいる中国人を日本の地方官が管理するという照会文の内容に異議を訴えた。「中国から理事官を派遣することは、延期してはいけない様子である」（中国遣理事官一端、実有難再從緩之勢）と述べている⁽⁹⁹⁾。この交渉によって李鴻章は、理事官の早期派遣を決意することに至った⁽¹⁰⁰⁾。

同じ日に李は日本にいる中国人商人の嘆願書を報告した⁽¹⁰¹⁾。嘆願書では、日本人が西洋人を尊敬し、中国人を軽視している現状を明かした。中国から理事官を派遣していないのがその一因である。しかし、官員を派遣することには難点がある。「一つは経費が足りない。もう一つは先方に官員を派遣する場合、一、二隻の巡洋する軍艦を派遣し保護しないと氣勢をあげることができなく、仕事も順調にできない」（一則絀於経費、一則既遣官在彼、非有一、二号兵船往来彈圧保護則声威不壮、而弁事亦多棘手）のである。以下、この二つの難題の解決策をそれぞれ提示している。

まずは経費についてである。中国に駐在している西洋の領事官は、商人に直接に金銭を徴収し、その金銭を経費に回している。これはすでに通例となっている。日本にいる清国の商人によれば、英領事に毎年3元を支払って「理詞訟」「報税」などの金に当てているという。横浜、長崎、神戸には中国人が最も多く滞在し、省ごとに一つの団体になり、あるいはいくつかの省で一つの団体になり、それぞれ人望のある人をリーダーに選出している。この度、商人の嘆願を機に、官員を派遣し、通例に倣い、派遣の費用問題が解決できるのである。「総理事を一人派遣し、もっとも重要な港に駐在させ、他の港には各団体から『司

(98) 「日清条約補欠ニ関シ外務卿ノ指令ニ基キ條款列挙照会ノ件」『日本外交文書』第9巻、448頁。

(99) 「致総署 議日本約章」『李鴻章全集』31巻、314頁。

(100) 前掲青山治世（2014）、201-202頁。

(101) 「華商在日本被欺情形由」（1875）、〈旅日華商被欺〉、《總理各国事務衙門》、中研院近史所檔案館藏、01-34-011-06-001。前掲『中国人の日本観—古代から二十一か条要求まで』142-151頁。

事』を選別し、実権の伴わない官名を与え、副領事官に当てる」(派一総理事官駐劄最要之口、其各口即選各幫公正司事仮以虚銜、俾為副理事官)と提案している。二番目の難題、軍艦派遣の対策として、「閩(福建)、滬(上海)から一、二隻の兵船を派遣し、巡洋させる。有事の場合、呼び戻すことができる」(遣閩、滬兵船一二号就近輪往巡駐、有事仍可調回)と提案した。日本は中国にとって「切近之患」であり、西洋と南洋とは異なる。官員を駐在させ、外国にいる華人を管理すれば、「先方の虚実、動静を探り、随時に詳しく報告させ、中外の大局に益がある」(偵探彼族之虚実動静、隨時詳報、似与中外大局有裨)と進言した。官員の派遣については何回も提言したが、未だ実行していない。時期を失することのないよう、総理衙門に「先延ばしにするべきではない」(及早籌弁)と嘆願している⁽¹⁰²⁾。

11月11日(10月14日)に李は総理衙門への書翰で日本にいる華人の裁判に関する意見を述べた。アヘン密輸・吸引する華人に対し、清国に送還し、日本で裁判しないことにより、体面を守ることができる。しかし、これは一時凌ぎの対策であり、「もし使節・理事官を派遣し、管理しなければ、長く続くことはできない」(若不遣使設理事官察度主持、終非經久之道)と述べ、さらに、「もし官員を東渡させ、各団体の司事を召集した上、梗概を明らかにさせ、逐次に弁理させれば、我々の考えた通りに進むかもしれない」(倘能遣員東渡、召集各幫司事查明梗概、逐漸籌弁、或可就我範圍)と公使・理事官を派遣する必要性を再三強調している⁽¹⁰³⁾。「日本の法律で我が国の商人を裁くという一条、誠にご教示のとおり、弊害が多く、中国の体制に差し障りがある」(欲以伊国法律治我国商民一節、誠如鈞諭、流弊滋多、亦於中国体制有碍)と、中国の体制を取り上げて、領事裁判権の撤廃に異議を唱え続けている⁽¹⁰⁴⁾。

(102) 「致総署 議日本約章」『李鴻章全集』31巻、314、315頁。

(103) 「致総署 議改日本約章」『李鴻章全集』31巻、320頁。

(104) 「復総署 論日本伝訳華民」『李鴻章全集』31巻、351頁。

また津海関道黎兆棠、江海関道馮俊光から李鴻章への書翰の中でも、「もし華民を保護しようとするなら、急遽先方に理事官を派遣するほか方法はない」（若欲保護華民勢非急派理事官赴彼駐劄不可）と、理事官派遣の緊迫性に言及している⁽¹⁰⁵⁾。李はこの書翰を総理衙門に送付している。日本にいる華民を保護する声が増しに高まり、華民の保護も理事派遣の一因として見逃してはならないだろう。

11月26日（10月29日）に総理衙門から日本臨時駐清代理公使鄭永寧に照覆文を送り、修好条規の第9条を解釈した。日本の地方官に中国人の管理を頼んでいるが、裁判に関しては日本の地方官に任せていない。もし清国人が日本の法律を犯した場合、当分、日本の地方官と華人の代表（「華幫司事」）とが共同裁判すると提案している⁽¹⁰⁶⁾。

1876年2月12日に総理衙門から鄭永寧に「日清条約補欠ニ関スル再応照会ニ対シ各條款ニ就キ」という照覆文を送り、裁判権に関する「暫行章程」を提示した⁽¹⁰⁷⁾。しかし、2月15日に清国駐在公使森有礼は「暫行章程」は要らず、「旧慣ニ依リ地方官ニ於テ審弁スヘキ」旨を返事し⁽¹⁰⁸⁾、3月3日に恭親王から森の反対意見に「異存ナキ」と返事した⁽¹⁰⁹⁾。総理衙門は日本側に譲歩するのではなく、すでに公使・領事の派遣を決定したので、これ以上議論しても意味はないと勘案したのだろう。

さらに、李鴻章は琉球問題に注目し、「日本は琉球を郡県に変更し、中国へ

(105) 「咨復日本商改章程経該道等会議分別准駁各条抄録清摺詳請查照由」（1875）、〈立約、修約、換約〉、《01 総理各国事務衙門》，中研院近史所檔案館藏，01-21-053-01-038。

(106) 「日清条約補欠ニ関シ各條款ニ就キ清国政府ノ意見照覆ノ件」『日本外交文書』第9巻，451頁。

(107) 「日清条約補欠ニ関スル再応照会ニ対シ各條款ニ就キ照覆ノ件」『日本外交文書』第9巻，458-459頁。

(108) 「在本邦清国民ノ民刑事件審断ニ就キ暫行章程ヲ設クルニ及ハス旧慣ニ依リ地方官ニ於テ審弁スヘキ旨照会ノ件」『日本外交文書』第9巻，459-460頁。

(109) 「清民審断ノ件ハ修好条約第九条規定ノ如ク理事官ヲ派セサル間ハ地方官ノ約束照料ニ帰スルコトニ異存ナキ旨回答ノ件」『日本外交文書』第9巻，460-461頁。

の朝貢を阻止している。おそらく洋務には変化が生じている」（日本新改琉球為郡県，阻貢中国，洋務恐正生変）と認識している。李鴻章から見て，公使・領事の派遣が何より急務であった⁽¹¹⁰⁾。

1876年10月（光緒2年9月），総理衙門は「出使章程12条」を提出し⁽¹¹¹⁾，公使派遣の段取りがさらに一歩進んだように見える。

3.2 公使派遣の人事異動

日本への公使派遣は1876年に決定した。「清国欽差大臣等御国へ派遣ノ儀上申」と題する史料に「今般清国ヨリ欽差トシテ直隸後補道許鈴身，同副使トシテ翰林編修何如璋等御国へ被差越候」という内容がある⁽¹¹²⁾。同じ内容は『清季新設職官年表』に収録している「出使各国大臣年表」の日本の条目からも確認できる。9月30日（8月13日）に「許鈴身（駐英副使調）」という記録がある⁽¹¹³⁾。つまり，最初に日本に派遣する予定の公使は許鈴身であり，副公使は何如璋であった。ちなみに何如璋は1877年1月15日（光緒2年12月2日）に副使から昇進したのである。一方で，許鈴身は日本に派遣されるのではなく，「福建船政局へ異動」（発往福建船政局差遣）になっていた。日本への公使派遣にどうしてこのような人事異動が発生したのか。

まず，許鈴身はどのような人物かをみてみたい。

許鈴身（生年不詳 -1890年）浙江錢塘の出身，字は仲韞である。父の許乃普は編修，江西学政，貴州学政，吏部尚書を歴任した。一番目の叔父許乃安は翰林であり，二番目の叔父許乃済は山東道觀察御史，広東按察使，太常寺少卿な

(110) 「致李瀚章」『李鴻章全集』31巻，383頁，1876年4月20日（光緒2年3月26日）李鴻章から李瀚章に宛てた書翰。

(111) 『清実録』52，徳宗景皇帝実録（一）中華書局，1987年，570頁。

(112) 「清国欽差大臣等御国へ派遣ノ儀上申」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A01100141600，公文録・明治九年・第二十四巻・明治九年九月～十月・外務省伺（国立公文書館）明治9年10月25日付の史料である。

(113) 銭実甫（1961）『清季新設職官年表』中華書局，16頁。

どを歴任した。三番目の叔父許乃谷は翰林である。従兄弟の許庚身は内閣中書、軍機章京などを歴任した。このような家族で育った許鈴身は「捐官」（金品を納めて官職を得る）という手段で「直隸知府」になった。マーガリー事件の際、1875年8月28日（光緒元年7月28日）に「使英欽差大臣副使」に任命されたが、赴任せず、李鴻章を補佐し、マーガリー事件の収束に尽力した。1876年9月13日（光緒2年7月26日）に煙台条約を締結し、マーガリー事件を解決した。1876年9月30日（光緒2年8月13日）に清国政府が日本への欽差大臣派遣に着手する際、許鈴身は欽差大臣に任命され、何如璋は副使である。だが、許は日本に赴任できず、福建船政局に派遣された。1878年（光緒4年）軍艦「龍驤」「虎威」「飛霆」「策電」を福建から天津までの引率を担当し、李鴻章とともに軍艦を視察した。李鴻章はこれらの軍艦を大沽、北塘に駐在し、許に管理するよう命じた。1890年6月1日（光緒16年4月14日）許は福建按察使に任命されたが、11月11日（9月29日）に死去したため、着任できなかった⁽¹¹⁴⁾。ちなみに、許鈴身は1875年8月28日（光緒元年7月28日）に「使英欽差大臣副使」に任命され、さらに「二品頂戴」を与えた⁽¹¹⁵⁾。しかし、うまく実行できず、1876年9月30日（光緒2年8月13日）に「使日欽差大臣」に任命されたが、1877年1月15日（光緒2年12月2日）更迭された⁽¹¹⁶⁾。

次に、許鈴身は李鴻章のプレーンとしてどのような役割を果たしたのかを見てみたい。

1870年8月10日（同治9年7月14日）、李鴻章は服喪期にある江蘇候補知府の許鈴身を自分の身近で働かせるよう上奏文を送った⁽¹¹⁷⁾。また1870年11月

(114) 馬昌華（1995）『淮系人物列伝—文職・北洋海軍・洋員』黄山書社、151-152頁。魏秀梅（2002）『清季職官表』（附人物錄）中央研究院近代史研究所、576頁、889頁。

(115) 『清季外交史料』61頁、王彥威纂輯、王亮編、王敬立校、書目文獻出版社、1987年、『清季中外使領年表』故宮博物院明清檔案部、福建師範大學歷史系合編、1985年、3頁。

(116) 『清季中外使領年表』28頁。

(117) 「許鈴身盛宣懷諸可權隨營差委片」『李鴻章全集』4卷、71頁。

16日（同治9年10月24日）、許鈴身及び盛宣懷、諸可権三人が捻軍を鎮圧した際、「功績があり、実に軍営で頼りになる存在である」（著有勞績、実為軍營得力之員）を理由に、劉銘伝のところで働くよう上奏文で推薦し、さらに許可された⁽¹¹⁸⁾。

1872年5月8日（同治11年4月2日）に李は総理衙門への書翰の中で「日本に派遣した密使から次のような情報を得た」（拋派往日本密探委員稟称）⁽¹¹⁹⁾という記述がある。丁日昌、応宝時が提案した日本へ密使を派遣し、動静を探ることを実行したことがわかる。密使はどのような人物で、どのようなことをしたのか史料の関係で全貌を知ることがではないが、許鈴身はその密使の一人であることが判明できる。中央研究院近代史研究所に所蔵されている「東洋密探委員許鈴身抄寄」と題する史料に注目したい⁽¹²⁰⁾。この史料の中で、明治4年10月22日に華族及び大臣たちを招いた宴会において、天皇が宇内の開化について演説をした内容を李に報告した。許鈴身は日本で具体的にどのような活動をしたのか、もう一通の史料を見てみたい。

『晚清洋務運動事類匯鈔』（中）に収録された「許仲韜滋福由横浜寄呈 中堂稟」と題する史料である。「三月初八日自横浜謹発」との落款から、この書翰は1872年4月15日（同治11年3月8日）に横浜から出したものと判明できる。報告書では、「日清修好条規」の第2条に関しては、「西人」から「東人」に「非常に不満がある」（頗有微辞）という事情があったため、「東人」は西洋との条約と異なる条文に「非常に後悔している」（頗自悔）ことを報告している。この度、柳原前光が清国に派遣されたのは、条規を改定するためであると報告した⁽¹²¹⁾。

(118) 「再調許鈴身盛宣懷諸可権三員赴銘軍差委片」『李鴻章全集』4巻、106頁。

(119) 「致総署 論日本改約」『李鴻章全集』30巻、436頁。

(120) 「函述接晤日本使臣柳原前光等大略情形抄録伊達柳原等照会底稿又該使遣往西洋各国議改新章等稿件呈閱由」（1872）、〈立約、修約、換約〉、《總理各国事務衙門》、中研院近代史所檔案館藏、01-21-052-01-014。

1874年12月20日（同治13年11月12日）、李鴻章は許を引き続き自分の所在地である天津で働かせようと上奏文を差し出した。その理由として、軍営で功績があることを挙げ、また「日本との条約締結をきっかけに、私は彼（許鈴身）に変装するように命じ、密に日本に入り、様子を探らせた。困難と危険を経験し任務を終了した後、各国の文字を学び、中外の法律を考察するように命じた。許は情勢に即した方策を追究し、老練で細心に物事を運び、肝心なところをよく掴んでいる」（適因日本議約、臣飭該員改裝易服、密赴該國查探情形、備歷艱險。差竣後令其學習各國語言文字、討論中外法律、講求駕馭機宜、穩練精明、深得窺要）と、李は許鈴身を変装させ、日本で情報収集したことを報告し、さらに許を「沿海、洋務にすべて精通している」（海疆洋務均甚熟悉）と高く評価している⁽¹²⁰⁾。李鴻章から皇帝への上奏文を読めば、許鈴身が任務を全うし、さらに外国語、法律などを学習し、外交人材を目指して少しずつ経験を積み重ねていくことがわかるだろう。

台湾出兵の際、新任アメリカ公使アブエリ（Benjamin P. Avery）が清国に赴任した。李は許にアメリカの副領事のベシックス（William N. Pethick）と仲良くさせ、さらにアブエリの力を借りようと勘案した。李鴻章の指示に従い、許は上京し、台湾出兵の収束に尽力し、さらに総理衙門大臣の文祥に高く評価された。李は「仲駁（許鈴身）は洋務の奥義を深く極め、才能を認めていただき、ますます力の限りを尽くすだろう」（仲駁於洋務機宜深得三昧、猥蒙青盼、益自奮勵）と文祥への書翰で述べている⁽¹²¹⁾。

(120) 『晚清洋務運動事類匯鈔』（中）、全国公共図書館古籍文献編委会、中華全国図書館文献縮微複製中心、1999年、568、569頁。また、以下の内容が簡条書きされている。横浜は西洋人と通商する際、最大の港であり、東京より半日の距離に位置する。横浜鉄道は横浜から東京までのルートで、すでに完成している。横須賀に機器工場があり、国主は去年の年末に視察した。また国主は時々海軍の操練を視察している。東京では2月27日に大火災が発生し、築地の西洋人が借りた家や日本海軍所工部省が全て燃やされた。柳原前光は本日、日本総領事に着任するため天津への途についた。横浜には西洋風の服装に換えた人が多く、役所の子女は毎日学校で西洋学を学ぶ。若倉使節団が帰国後、国主は西洋各国を見学する予定がある。

(121) 「許鈴身趙銘留直補用片」『李鴻章全集』6巻、173頁。

1877年1月14日（光緒2年12月1日）、丁日昌に出した書翰の中で、「日本には仲韜（許鈴身）、子莪（何如璋）の二名の駐在使節は来年の春ごろに赴任する。頼りになることを期待する」（日本有仲韜、子莪両星使開春前往、或可擋得一陣）と期待する気持ちを表した⁽¹²⁴⁾。しかし、その翌日に許は「福州船政局」に転任されたのである。

1877年2月7日（光緒2年12月25日）、李は同僚の呉賛誠（春帆）に手紙を差し出し、許の更迭に言及している。「許鈴身が外交使節として日本に派遣する一件は、すこぶる物議を醸している。さらに景廉、李鴻藻は沈桂芬とは元々わだかまりがあるため、枢府が東陵に行っている間、（許の任命を）取り下げるよう奏上して裁可を求めた」（許仲弢出使日本、頗有物議、兼之景、李二公与沈相中有芥蒂、故乘枢府赴東陵之際、奏請撤銷）という人事異動の内実を吐露している⁽¹²⁵⁾。この史料から軍機大臣の内部の権力闘争により、許鈴身の赴任は水の泡になってしまったことがわかる⁽¹²⁶⁾。また洋務運動の展開に当たり、李鴻章が実務に携わる際の難しさを垣間見ることもできよう。

3.3 公使・領事の派遣

1877年1月15日（光緒2年12月2日）に副使から昇格した何如璋は同年12月にやっと日本に到着した。赴任を遅らせた背景には西南戦争が挙げられる⁽¹²⁷⁾。

1877年9月20日（光緒3年8月14日）、何公使が日本への赴任に先立ち、

(123) 「復文中堂」『李鴻章全集』31巻、141-142頁。

(124) 「復丁雨生中丞」『李鴻章全集』31巻、520頁。

(125) 「復吳春帆京卿」『李鴻章全集』31巻、532頁。

(126) 前掲戴東陽（2012）では、許が派遣されなかった一つ重要な理由として、彼が科挙の出身ではないことを指摘している。13、14頁。方英（2009）「許鈴身未能出使日本考」では、マーガリー事件を収束するため、烟台に派遣された許が談判での情報漏洩により派遣されなかったと指摘している（『歴史檔案』2009（01））。それに対し、趙高峰（2010）「許鈴身未能出使日本考辨—兼与方英研究員商榷」では、方英の意見に異議を示し、許の派遣中止は封建王朝の派閥闘争によるものだと指摘している（『瀋陽職業技術学院学報』第23巻第4期）。

その前段階として李鴻章は大久保利通に書翰を差し出した。この度の派遣を「従前未曾有の盛挙」（従前未有之盛挙）といい、さらに重陽節前後に上海から赴任する予定を告げた。何如璋に関しては「和平を明白し、政体に通達し、貴大臣に会ったら、必ず親交を結び、格別な世話になるだろう」（何大臣明白和平、通達政体、計与貴大臣相見、必蒙傾蓋訂交、格外照料）と述べている⁽¹²⁸⁾。

1877年に清国では軍艦の購入をめぐる議論が交わされた。丁日昌らは購入を主張したが、李はこの軍艦の様式が古くて費用が莫大であり、清国には軍艦を修理するドックがなく、操縦する人材もない、などの理由を挙げた上で、日本の情勢に言及し、反対意見を表明した。具体的に、日本では大久保が国家の大計を立て、隣国との関係改善に努めてきた。小国の朝鮮には派兵していない。台湾出兵を敢行したが、副島や西郷などが薩摩の反乱グループを扇動したからである。今、薩摩の内乱が漸く収まって、ほかの国に挙兵する計画はないだろう。何より「我が国から使節を派遣し常駐させ、連絡して牽制することができるので、どうして戦争など起こるのか」（我方遣使往駐、連絡維持、一時何自開衅⁽¹²⁹⁾）と、軍艦不買論の根拠として使節派遣を取り上げている。李は使節派遣に大きな期待を抱いたことは贅言を要しないだろう。丁日昌への書翰で、「何如璋はすこぶる有能で、使命を全うすることができる」（何子莪頗有蘊蓄、当無辱命）と高く評価し、期待していることが窺われる⁽¹³⁰⁾。

一方で、領事裁判権に関連する理事官の派遣について、李鴻章は日本公使森有礼と議論を交わした。

1876年11月8日（光緒2年9月23日）に森有礼は鄭永寧、池田寛治を率い、李鴻章を訪問した。中国からの欽差大臣（公使）の派遣に対し、日本側が「大

(127) 「日本に薩摩藩の民乱があり、何如璋等は日本にいくのが難しいようである」（日本薩州馬民乱、何如璋等一時似難前去）「復郭筠仙欽使」『李鴻章全集』32巻、26頁。

(128) 「復大日本国掌外務省大臣大久保」『李鴻章全集』32巻、120頁。

(129) 「復船政吳春帆京卿」『李鴻章全集』32巻、121頁。

(130) 「復丁雨生中丞」『李鴻章全集』32巻、164頁。

歓迎」(甚為欣悦)という態度を表明している。しかし、理事官の派遣に対し、森は消極的な態度を示した。その理由として、日本の地方官は長年、日本に滞在する中国の商人を管理している。中国から新たに理事官を派遣する場合、「すべての業務に不案内のため、日本政府は領事を認めないおそれがある」(一切情形不能熟悉、恐日本国家不肯認作領事)と、森は述べている。これに対し、李鴻章は理事官の派遣が修好条規の第8条に規定されており、どうして認めないか、かつて大久保利通が天津に来た際、清国からの理事官の早期派遣に言及したことを取り上げ、日本側の前後の矛盾を批判している。森有礼は着任する理事は案件に不案内のため、適当に判断を下すことができない場合、友好関係に傷つける可能性があるとして付け加えた。李鴻章は中国からの理事が着任後、中国商人の訴訟に関しては、すべて中国の法律に従い裁判し、その中に日本及び他の国との交渉案件があれば、理事官が随時に各国と連携し、条約に則り公平に弁理しなければならない。日本が「日清修好条規」締結後、上海、廈門、天津に理事官を派遣し、中国側は「日清修好条規」に照らし接待している。もし、日本側が中国の理事官を認めない場合、中国も同じ措置を取らざるをえないと強硬な態度を示している。日本に滞在している西洋各国の領事と同じように、清国側から派遣する理事を優待しなければならない、これこそ「和局を保全する」(保全和局)方法である、と「日清修好条規」を援引し、両国の大局を視野に森を論破した。森はさっきの話はただ自分の推測に過ぎず、外務省がきつと妥当に処理すると言葉に窮したという⁽¹³⁾。

1877年9月30日(光緒3年8月24日)に李は総理衙門総弁章京周篠棠への書翰の中で、森有礼が理事設置に対する反対意見を伝えている。「(森は)日本の各開港場に領事を早急に設置し、自国民を管理することはしないであらう。両国の友好を妨害する恐れがあるからだと言っている(中略)すでに密か

(13) 「附 与日本森公使問答節略」『李鴻章全集』31巻、501、502頁。

に子峨（何如璋）に、日本に着任した後、情勢を見て行動し、決裂することをしてしないようにと言いつけた」（瀝陳日本各口不宜遽設領事、尤不便自行管束華民、恐於兩國陸隣有碍（中略）已密屬子峨到彼後相機妥弁、勿致因此決裂為要）と、理事派遣をめぐり、日本との決裂関係を避けるよう、何より平和な環境で「自強」運動を実施するという李の慎重な行動が窺われる⁽¹³²⁾。

このように、初代駐日公使何如璋、副使張斯桂、理事范錫朋一行は1877年10月26日に上海を出発し、着任の途についたのである。中国から日本への公使・領事の派遣はとうとう実現したのである。

第三章では、公使派遣が決定してから実際に公使・領事が着任の途につくまでの交渉を考察した。1875年に領事裁判権が焦点となった条規改定交渉を経て、清国側は理事派遣を決意した。また華民の保護も理事派遣の一つの要因である。同時期に公使の人員選定も課題となっていた。許鈴身は、密使として日本に派遣され、また台湾出兵やマーガリー事件の解決で活躍し、外交経験が豊富なため駐日公使に任命されたが、清国内部の権力闘争などにより、更迭されてしまった。何如璋は初代駐日公使として日本に派遣された。

むすびにかえて

本稿では、「日清修好条規」の中に盛り込まれた公使・領事の派遣が日清両国の交渉において、いかに成立したのかを検討した。「日清修好条規」締結前の幕末通商交渉に遡り、これまで注意が払われなかった日本の商人からの領事設立の「要望」を史料から読み取れた。清国政府は領事設立の「要望」を承認しなかったものの、地方官員は積極的に対応していたことが確認できる。この点は、締約交渉前の一コマとして無視することができず、締約交渉の前段階として重要な意義がある。本稿の結論を以下のようにまとめることができる。

(132) 「復周筱棠京卿」『李鴻章全集』32巻、131頁。

まず、公使・領事派遣に対する日清両国の相違についてである。明治新政府は近代国際秩序に則り、1870年にも上海での仮領事の派遣を実現した。1871年に李鴻章はこれに呼応するかのように、清国側からの領事派遣を呼びかけ、さらに人選を提案した。1874年に台湾出兵の際、柳原前光は特命全権公使として北京に着任し、李鴻章は公使派遣の緊急性を呼びかけた。このように、いずれも日本側に導かれて、清国側が行動をとっていたように見える。また「日清修好条規」の改正交渉の際、外交の第一線で実務に携わる李鴻章及び地方官僚の呼びかけにより、清国側からの公使・領事の派遣を前に一步前進させたように見える。かくして、日清両国の公使・領事派遣について言えば、「西洋の衝撃」より、むしろ日本からの衝撃がもっと大きかったと言っても過言ではないだろう。この「衝撃」をうまく利用し、公使・領事派遣を実現させたのは李鴻章である。経費不足や軍艦派遣問題、人材の不足及び権力闘争など複数の難題が絡んだため、清国政府は日本への公使・領事派遣に積極的ではないように見えるが、根本的には清国政府が最終的に近代国際秩序への参入に同意したのである。つまり、外国への公使・領事の派遣は、清国政府が近代国際秩序、近代条約体制への参入・適応を意味する。その参入・適応をうまく促進させたのは李鴻章である。

次に、李鴻章の公使・領事派遣論の変遷過程を明らかにした。ブレーン（丁日昌）や同僚（応宝時）らの影響を受け、密使を日本に派遣し、商人に装わせ、日本の動静を探らせた。密使の一人として許鈴身の派遣が史料から確認できた。のちに天津教案を経験した李鴻章は日本からの通商・締約要求に対し、官員派遣の提言をした（1870年）。また「日清修好条規」締結の際、李は派遣する官員の身分を首都に駐在する公使、あるいは開港場に駐在する領事と明確にした（1871年）。領事の人選に関しては日本より近く、貿易・通商経験のある江蘇・浙江省から選定すると提案し、皇帝、総理衙門への書翰でその必要性を再三訴えた。日本側が台湾出兵を敢行し、李鴻章は先方の「動静」を探る大切

さと呼びかけ、公使の派遣を要求し、公使が着任後、領事の着手もすべきだと主張している（1874年）。さらに公使の派遣先について、日本だけではなく、西洋にも派遣すべきだと主張している。このように、密使派遣から官員派遣、加えてその官員は京師に駐在する公使、開港場に駐在する領事という流れで派遣の具体像が明確になってきた。ブレーンや同僚の影響及び自身の経験によりこのような変化が生まれたのである。

さらに、先行研究では注目されていない公使派遣の人事異動について史料を引用し考察した。許鈴身は李鴻章に信頼され、条約締結の初期段階において日本に密使として派遣された。任務を全うし、さらに外交人材を目指して少しずつ経験を積み重ねていたが、軍機大臣の内部の権力闘争などにより、許の派遣はついに水の泡になってしまった。このように、人選をめぐる権力闘争が使節派遣を遅らせた一因として取り上げることができる。また官僚内部の権力闘争が激しく、許鈴身が任命されたにも関わらず、結局赴任できなかったことから、李鴻章が実務に携わる際の難しさを垣間見ることもできよう。

以上、公使・領事の派遣を中心に、日清両国の交渉の流れに沿って、日本からの衝撃及び李鴻章らのレスポンスを考察した。日本側からの一連の「衝撃」を受け、清国側は伝統的な東アジア国際秩序から近代国際秩序に向かって大きな一歩を踏み出したのである。日清両国の関係から見れば、このきっかけとなったのはほかではなく「日清修好条規」の成立過程であろう。日本への公使・領事の派遣は近代清国外交のターニングポイントになっており、「日清修好条規」の成立過程を考察することは、清国が近代条約体制に適応するプロセスを解明するために、重要な意義を持っていることも言えよう。

日本への公使・領事の派遣がとうとう実現できた。何如璋らが着任後、琉球問題をめぐり日本との交渉が繰り広げられた。また清国から派遣した理事による領事裁判権をめぐり、「日清修好条規」がその後いかに運用されたのか、これらの点は今後の課題としたい。

本稿は、早稲田大学特定課題研究助成費（2023-399）による研究成果の一部である。早稲田大学近代史料研究会、東アジア近代史学会（第221回例会）での報告で、コメントをしていただいた方々に深く感謝する。

参考文献：

日本語論文・論書

- 青山治世（2014）『近代中国の在外領事とアジア』名古屋大学出版会
 青山治世（2019）「『日本の衝撃』と清の対外関係の模索と変容——一八七〇～八〇年代を中心に」『東アジア近代史』第23号
 五百旗頭薫（2009）「隣国日本の近代化—日本の条約改正と日清関係—」岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会
 于紅（2015）「対清外交と駐清外交官—在清公使館の設置をめぐる—」、『グローバル化のなかの近代日本—基軸と展開—』小風秀雄・季武嘉也編，有志舎，
 閻立（2009）『清末中国の対日政策と日本語認識 朝貢と条約のはざままで』東方書店
 川島真（2004）『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会
 佐々木揚（1985）「同治年間後期における清朝洋務派の日本論—李鴻章の場合を中心として—」『東洋史研究』第44巻第3号
 谷口茂樹（2001）「日清修好条規の清国側草案よりみた対日政策」『史学研究』第231号
 田保橋潔（1933）「日支新関係の成立—幕末維新期に於ける」『史学雑誌』第44編第2・3号『中国人の日本観』編集委員会（2016年）『中国人の日本観—古代から二十一か条要求まで』，社会評論社
 箱田恵子（2012）『外交官の誕生—近代中国の対外態勢の変容と在外公館』名古屋大学出版会
 坂野正高（1973）『近代中国政治外交史』東京大学出版会
 毛利敏彦（1994）「『条規』という用語」、『日本通史』月報5，岩波書店
 森田吉彦（2009）「日清関係の転換と日清修好条規」岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会
 李啓彰（2006）「日清修好条規成立過程の再検討—明治五年柳原前光の清国派遣問題を中心に—」『史学雑誌』115（7）

外国語論文・論書

- 王曾才（1988）「自強運動時期中国外交制度的發展」、『清季自強運動研討会論文集』中央研究院近代史研究所
 魏秀梅（2002）『清季職官表』（附人物録）中央研究院近代史研究所
 高士華（1991）「早期中国駐外使館的建立」『河北大学学报』（1991年第3期）
 胡代聰（2012）『晚清時期的外交人物和外交思想』北京世界知識出版社
 錢実甫（1961）『清季新設職官年表』中華書局
 戴東陽（2012）『晚清駐日使团与甲午戦前的中日関係』（1876-1894）社会科学文献出版社
 張偉雄（1999）『文人外交官の明治日本 中国近代駐日公使の異文化体験』柏書房
 趙高峰（2010）「許鈴身未能出使日本考辨—兼与方英研究員商榷」『瀋陽職業技術学院学报』第23巻第4期
 方英（2009）「許鈴身未能出使日本考」『歴史檔案』2009（01）

馬昌華 (1995), 『淮系人物列伝—文職・北洋海軍・洋員』 黃山書社

Immanuel C. Y. Hsü, *China's entrance into the family of nations: the diplomatic phase, 1858-1880*
Cambridge: Harvard University Press

參考史料：

顧廷龍, 戴逸 (2008) 『李鴻章全集』 安徽教育出版社 (3 卷, 4 卷, 5 卷, 6 卷, 29 卷, 30 卷, 31 卷, 32 卷)

中華書局編輯部, 李書源整理 (2008) 『籌弁夷務始末』 (同治朝) 中華書局

王彥威纂輯, 王亮編, 王敬立校 (1987) 『清季外交史料』 書目文獻出版社

故宮博物院明清檔案部, 福建師範大學歷史系合編 (1985) 『清季中外使領年表』

『晚清洋務運動事類匯鈔』 (中), 全國公共圖書館古籍文獻編委會, 中華全國圖書館文獻縮微複製中心, 1999 年

『清實錄』 52, 德宗景皇帝實錄 (一) 中華書局, 1987 年

外務省調查部 (1938) 『大日本外交文書』 第 3 卷 日本國際協會

外務省調查部 (1938) 『大日本外交文書』 第 4 卷 日本國際協會

外務省調查部 (1939) 『大日本外交文書』 第 5 卷 日本國際協會

外務省 (1958) 『日本外交文書』 第 9 卷 日本外交文書頒布會

《總理各國事務衙門》中央研究院近代史研究所檔案館所藏 01-21-022, 01-21-023, 01-21-024, 01-21-052, 01-21-053, 01-34-011

「2. 第二冊 第七編 至 十編 / 3 第八編 彼我公使館ノ設立」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B03030242000, 日清交際史提要 (1-1-2-54_001) (外務省外交史料館)

「清國欽差大臣等御國へ派遣ノ儀上申」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A01100141600, 公文錄・明治九年・第二十四卷・明治九年九月～十月・外務省伺 (國立公文書館)